明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十年十二月十六日

○第二十三回国会 衆議院会議録第十一号

昭和三十年十二月十六日（金曜日）

議事日程　第十一号
昭和三十年十二月十六日
午後一時開議
請願
〔請願日程は本号末尾に掲載〕

●本日の会議に付した案件
裁判官弾劾裁判所裁判員辞職の件
裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙
重光外務大臣不信任決議案（鈴木茂三郎君外二名提出）
淺沼稻次郎君外一名提出民主政治擁護に関する決議案は委員会の審査を省略し議事日程に追加して上程すべしとの動議（井上良二君外一名提出）
請願日程　日ソ交渉促進に関する請願外百四十五請願
教職員の給与改訂に関する請願外二百三十五請願
行政管理庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
地方財政再建促進特別措置法案（第二十二回国会内閣提出、参議院送付）
内閣委員会外十一常任委員会並びに海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会、公職選挙法改正に関する調査特別委員会及び科学技術振興対策特別委員会における閉会中審査の件（議長発議）

午後四時八分開議

○議長（益谷秀次君）　これより会議を開きます。

○議長（益谷秀次君）　お諮りいたします。裁判官弾劾裁判所裁判員田中幾三郎君から裁判員を辞職いたしたいとの申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（益谷秀次君）　御異議なしと認めます。よって許可するに決しました。

○議長（益谷秀次君）　つきましては、この際裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙を行います。

○長谷川四郎君　裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙については、その手続を省略し、議長において指名されんことを望みます。

○議長（益谷秀次君）　長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（益谷秀次君）　御異議なしと認めます。よって許可するに決しました。

議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に吉田賢一君を指名いたします。（拍手）

重光外務大臣不信任決議案（鈴木茂三郎君外二名提出）
（委員会審査省略要求案件）

○長谷川四郎君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、鈴木茂三郎君外二名提出、重光外務大臣不信任決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長（益谷秀次君）　長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（益谷秀次君）　御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。

重光外務大臣不信任決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。片山哲君。

重光外務大臣不信任決議案
重光外務大臣不信任決議
本院は、外務大臣重光葵君を信任せず。
右決議する。

〔片山哲君登壇〕

○片山哲君　私は、ここに、重光外務大臣に対し不信任案を提出せんとするものであります。（拍手）

すなわち、
本院は、外務大臣重光葵君を信任せず。
右決議する。

〔拍手〕

以下、その理由を要約して申し述べたいと存じます。

第一は、重光外相は、戦争を放棄したる日本の外交を新しき構想をもって立て直すの認識を欠き、依然として旧式なる官僚的武力外交に依存し、世界の課題たる平和外交につきその識見なきは、わが国にとっての一大不幸であるといわなくてはなりません。（拍手）すなわち、不信任の第一の理由は、平和主義による新しき外交を樹立して、日本の立場を世界に認識せしめるの信念を欠き、またその抱負を欠如いたしておりまする点であります。（拍手）

言うまでもなく、わが国の戦後の大きな変革の一つは、外交に関する基本的考え方の変化にあるといわなくてはなりません。（拍手）すなわち、戦争を放棄したることは、単に武力を放棄するのみならず、その外交基本方針につき大きな切りかえを行わなくてはならないのであります。（拍手）外交の背景に武力を置いておるようでは、旧式の外交であります。断然その背景に武力を置かないで、従って、旧式なる威嚇を用いず、また、どうかつを行使せず、新たなる背景によって外交を行うべきことを基本方針としておるのであ

ります。（拍手）すなわち、国民の協力と理解、これをもってその背景となすべきこと、言いかえまするならば、正義と秩序をもって世界の平和のために努力すべきことを新方針とすべきことが、日本の進むべき道であるといわなくてはなりません。（拍手）武力を放棄しておることにいささかの未練も感ぜず、国民一致の協力を求める新しき国民外交に進んでこそ、新しき福祉国家としての日本の立場があるということをいわなくてはなりません。（拍手）国内における民主主義を育て上げる上から申しましても、大衆の基本的人権を擁護する上から申しましても、この平和に徹したる外交方針のゆるぎなき前進こそ絶対に必要な要件となるわけであります。（拍手）幾ら基本的人権を守ると申しましても、また昔風の武力外交にあと戻りをいたしまするならば、財政的に、軍事的に、かつ精神的に、国民は非常なる重圧を受けることになるのであります。重光外相は、世界の平和、アジアの平和に対する打ち出すべき新しき外交について、何らの信念を持っていないということを断じてよろしいのであります。（拍手）

今日の国際情勢はまことに複雑でありまするけれども、戦争を放棄したる日本は、その間において、きぜんとして、常に平和のために最大の努力を払いつつあることを世界に明らかにしなければならないのは当然のことでございます。（拍手）しかるにもかかわらず、過般、重光外相は、アメリカに参りまして、河野君や岸君、二人の外相補佐役のような人を作りまして、オネスト・ジョンを受け入れたり、海外派兵類似の約束をなそうとしたりする外交を行なって参りました。武力に常に恋々としておるありさまは一体何事であるかということをいわざるを得ないのであります。（拍手）しかし、また、さきには、閣僚の一人であります高碕君が、鳩山首相や重光外相の代理として、バンドンのＡＡ会議に出席をいたしまして、一切の国際紛争は話し合いでやりましょうと、大いに平和外交の演説をしているではありませんか。アメリカに参れば武力外交、ＡＡ会議に参りまするならば平和外交、話し合い外交とは、矛盾撞着はなはだしいものがあるということをいわざるを得ません。（拍手）平和憲法の厳に命ずる平和精神に最も不忠実である重光外相に対しまして、私は断固不信任案を提出する第一の理由にいたすゆえんであります。

第二に、あなたの外交案件についての根本方針の樹立、またその運営はきわめて拙劣であります。まず、鳩山首相と呼吸を合わし、渾然一体となってやるべきにかかわらず、常に食い違っておるのであります。これは国民に非常な不信と不安の念を与え、しこうして、これがまた、海外折衝に非常なる不利を招き、信用を失墜する大きなる原因となるものであります。現に、アメリカとの交渉においても、さきに申しました通り、外相のほかに、首相の意を受けて、第二、第三の外務大臣のような人物を派遣したなど、全く外交の中心がいずこにありやわからないのであります。（拍手）二重、三重の外交運営は、実に日本の外交の中心はどこにあるかを疑わしむる結果となってくるのであります。（拍手）日本に外交なしと断ぜられても、いたし方がないのであります。かくして、各国は日本に対する不信を増して参りました。不信を招きましたることは、何といっても重光外相の大きなる失敗であるということをいわざるを得ないのであります。（拍手）

第三に、その一番大きな不一致の実例は、何と申しましても日ソ交渉であります。現に、鳩山首相は、早期解決を望み、外相はまた懸案解決方式をとっているのであります。ここに大きな食い違いが出ております。今日においてもなお交渉が進まず、また、妥結につき少しも見当がついていないのであります。日ソ交渉万事成り行きまかせとは驚き入った次第であります。（拍手）あなたは、何ゆえに、進んで、首相との意見の相違を調整し、見通しを立て、国民の不安を一掃しないのでありますか。相手方たるソ連は、国際情勢の激しき変転に従い、幅広き対策をもって交渉に当っておりまするゆえ、わが方もこれに対応するの方策がなければならないのは当然のことであります。果して、外相は、この首相との間でこの問題についての交渉を進めておりましょうか。これについて、何ら、われわれは、交渉をいたしておりますることを聞きません。少しもさような考究、研究を進めていないところに、一大欠陥ありということをいわざるを得ません。（拍手）これ、われわれが日ソ交渉につきまして外相を糾弾する大きなるゆえんであります。（拍手）

第四に、日中関係について外相の責任を問うものであります。外務大臣は、常に、台湾国府政権との間に条約関係がある限り中共との国交回復は不可能であると、まことに機械的な、一本調子な態度をとっているのみであります。しかし、今日、アジアの平和の基本は、日本と中国の国交を回復し、両国民の親善友好を深めることにありといわなくてはなりません。（拍手）二千年にわたる長き歴史を顧みるとき、さらにまた、六億の大衆が中国大陸に生活をし、隣より有無相通ずるの経済、文化の交流を要求しておりまする際に、政治的イデオロギーは別といたしまして、国情の相違は認め合って、相互いに主権を尊重し、内政に干渉することなく、互いに相侵すことなく、国民の親善をはかることは、文化の高きをこいねがう日本国民としての当然の責務であるということをいわなくてはなりません。（拍手）一千有余名の戦犯の、十年にわたる長き労苦を思うとき、さらにまた、親子、夫婦ばらばらにならんとする居留民の苦痛を察するとき、一日も早く国交回復のために何らかの手を打つことは、外務大臣として当然なすべき大きなる責任でなくてはなりません。（拍手）これにつき何ら誠意ある努力を示さないのみならず、外務大臣は、鳩山首相が支持と協力を約束いたしましたる日中貿易促進に関する協定を無視しておるではありませんか。（拍手）さらに、また、決済協定と通商代表部の設置についても、いまだ何らの解決を見ないのは、一にこれ外相の大きなる怠慢であることを責めなくてはなりません。（拍手）台湾問題に藉口して日中問題の促進を遷延することなかれであります。これは別に解決の道が立たなくてはなりません。

過般、私は、中国を訪問し、それぞれ要路の人々に会い、共同コミュニケ、文化交流の申し合せをなしたのも、一に、日本、中国再び武力を行使して相戦うの愚を繰り返すことなかれというためにほかならないのであります。（拍手）しかるにもかかわらず、あなたは、アメリカに注意されたか、民間団体が近ごろよけいなことをして困ると言われたそうでありますが、私としては、平和のために、友好のためにやったことでありますから、何ら非難を受

ける筋はないということを確信いたしております。（拍手）幸い、あなたは、過日の予算総会で、親善友好のためにはけっこうなことであると答弁されましたが、さらに、この際、進んで、政府の公約したる日中貿易の促進はもちろんのこと、さらにココムの解除、さらにまたその緩和に対し、一段と努力を払うべきことは当然のことであるといわなくてはなりません。（拍手）日中の問題につき断固外相の責任を問うゆえんはここにある次第であります。（拍手）

第五に、日比の賠償の問題についてであります。この問題は、大野・ガルシア協定による四億ドルを中心として交渉再開を決定すべきにかかわらず、漫然としてフィリピン側の八億ドル案をあっさりそのままうのみにしたことは、何としても大失敗であるということをいわなければなりません。（拍手）詳しくはここに説明するまでもありません。国民の気持から申しましても、わが国の財政負担力、及び、すでにきまっておりまするビルマや、あるいはまた、これからのインドネシアにも大きなる影響を与えることを考えますと、わが国にとりましては、まことにゆゆしき問題であります。鳩山首相と外相うのみの軽率を大々的に追撃しなければならないということを主張いたしたいのであります。（拍手）

第六は、日韓問題であります。これも詳細説明をする必要はありません。李ラインを今日までそのままに放置しておるとは何たるざまでありましょうか。（拍手）わが外交の失敗であります。この問題解決のために、直接交渉をなし、広く世界の世論に訴え、追及すべき点をさらに追及すべきにかかわらず、外相は全くふところ手をして傍観しておるありさまであります。今回の発砲声明、これなどにつきまして、事態をここまで進ましめたことは、外相の怠慢であり無為無能であることを、ここに責めなくてはなりません。（拍手）

最後に、私は、国連にわが国が加盟し得ざりし責任を外相に追及するものであります。（拍手）わが国民は、一日も早く国連に加盟して、日本の立場を世界に知らしめ、世界の平和に貢献したいと念願をいたしておるものであります。過日の加盟の機会をとらえて、これに全力を払うべきでありました。しかるにもかかわらず、すなわち、何ら自主的な活動をせず、ただアメリカの動きにのみ依存して、ついに今日の失敗を招いたことは、何はともあれ外相の責任であるということをいわざるを得ません。（拍手）今ごろになって、来年は確実だとか、これから全力をあげて世界の世論に訴えましょうとは、全く言語道断のさたであるということをいわざるを得ません。国府の外蒙拒否問題は、米国の態度が終始一貫しなかったためだと伝えられております。また、政府は、米国との親善強化を外交の基調とすると主張し、これを一枚看板といたしておるにかかわらず、たよりにいたしまするその一枚看板が役に立たず、米国をも動かし得なかったことは、何たるざまでありましょうか。（拍手）海外における外務機関の連絡活動の不十分であったことは、おおうべからざる現実であります。このことは、事前における外相の認識不足と、その指揮、監督よろしきを得ざりしことと、出先外務人事の選定を誤まったことに基因するものであるということをいわざるを得ません。（拍手）今度こそは、米国の動きにのみ追随これ事とする迷いからさめまして、しこうして、広く世界を相手にし、動く大勢に眼を転じなければなりません。かくして、わが国外交も、断然時代に応じて転換すべきときが参ったのであります。自主独立の外交、正義と人道に基く外交、武力を放棄したる日本の外交は、下から盛り上って参ります国民の協力と支援による新しき平和外交に邁進すべきときがまさに来たということを断定し得るのであります。（拍手）

新たなる国民外交を認識せざる外務大臣重光葵君をここに糾弾いたしまして、私の不信任の理由を終りたいと存ずる次第であります。（拍手）

○議長（益谷秀次君）　これより討論に入ります。江崎真澄君。

〔江崎真澄君登壇〕

○江崎真澄君　私は、ただいま上程されました重光外務大臣不信任案に対しまして、自由民主党を代表し、その不信任の理由と根拠はきわめて薄弱であることを指摘し、はっきりと反対の立場を宣明せんとするものであります。（拍手）

社会党の諸君は、かねてから、保守、革新対立の姿におきまして、今国会において解散決議案または内閣不信任案を出すのであると絶叫しながら、今や、自由民主党に対し国民世論の圧倒的支持のあることを知って、解散決議案や内閣不信任案を上程してみたところで、しょせんは弱きトウロウのおのであることを自覚されたのか、国連加盟問題等をめぐって、にわかに外務大臣不信任案にすりかえて難くせをつけようとするがごときは、むしろ社会党の無力と悪あがきを露呈したものというべきであります。（拍手、発言する者あり）

今回、日本の国連加盟の問題に関し、まっこうから対立するソ連と国府の拒否権により、ついにわが国が除外されたのでありますが、過ぐる十二月六日、本院におきまして国際連合への加盟決議案を全会一致可決いたしましただけに、邦家のためまことに残念といわざるを得ません。しかし、今回の国連における審議状況を見まするとき、日本の加盟そのものに関する限り、諸国の意見は何らの障害もなかったのであります。（拍手）しかるに、ソ連と国府の拒否権行使によって加盟を否定されましたことは、まことに遺憾に思いまするとともに、ソ連が、平和交渉途上にある日本に対し、あくまで国民政府と対抗して、あえて日本を犠牲にしたということは、まことに心外千万といわざるを得ないのであります。（拍手）

そもそも、わが日本が昭和二十七年国連加盟の申請を初めて行いまして以来、安全保障理事会では、他国の全部が賛成したものを、常にソ連一国のみの反対によって否決されておるのであります。しかも、ソ連は、今度の拒否権行使まで、安全保障理事会において、前後三回もわが国の加盟に拒否権を行使しておるのであります。（拍手）過日、訪ソ国会議員団のうち、特に社会党の諸君はいかにもソ連に対する媚態ぶりを発揮せられ、心ある国民のひんしゅくを買ったのでありまするが、（拍手、発言する者あり）その際におけるブルガーニンやフルシチョフの微笑と好意は、今や国連加盟をめぐって全然反対の方向に決定せられました。かねてソ連お家の芸とは申しながら、まことに遺憾のきわみであり、日ソ国交回復途上における一大不信行為であると断ぜざるを得ないのであります。（拍手）

しかも、驚くべきことは、今朝の安全保障理事会におけるソ連の態度であります。アメリカの提案によるところ

の、来年は日本を加盟せしむべしとする決議案に対し、またまたソ連一国のみが反対し、さらにこれをしも否決してしまったのであります。ソ連は日本と外蒙の二カ国を同時加盟せしむることを提案いたしておるのでありまするが、日本と外蒙とを同列に置き、抱き合せするがごときは、今日世界の良識をもってしてはとうてい理解できないところであります。もし、社会党の諸君が言われるごとく、日ソの間に正常なる国交の樹立なきによるものとするならば、今回国連加盟の十六カ国の民主主義諸国家群のうち、イタリア、オーストリア、フィンランドの三国は大使の交換をいたしておりますが、スペイン、ポルトガル等、実に九カ国は、ソ連と正常な国交を維持していないことを御承知いただきたいのであります。（拍手）かく観じきまするとき、ソ連が日本を拒否いたしまするのは、日ソ交渉における自国中心の打算的考慮に発するものと断ずるのほかなく、彼にして、いうところの平和主義に徹し、日本に真のほほえみかけと友好をもって対しようとするのならば、世界の平和を念願し、これに貢献しようとする国連に、まず日本の加盟を認めるべきであったと、残念に思うものであります。（拍手、発言するものあり）

今日、ソ連の態度をながめますとき、まことに彼のいう平和共存の唱導は欺瞞に満ちたものというべく、国際平和機構強化へのあくなき抵抗は、円満なるべき日ソ国交回復の前途に暗影を投ずるものといわなければなりません。（拍手）あえて私は申し上げたい。日ソ交渉の途上において、ソ連は、みずからその呼びかけをいたしておきながら、われわれ抑留同胞を再びめぐりくる厳寒にさらし、（発言する者あり）今や、また、国連加入という平和への願望をすら、あたかも同様に人質的に扱われたこの現実に、日本国民はしっかりと目を見開くことでありましょう。（拍手、発言する者あり）かくのごときソ連の一方的策謀は、全く自国本位の動きであり、他国の外務大臣の決してよくこれをうかがい知るところではないのであります。（拍手、発言する者あり）今、ソ連の自国中心の策謀による結果をもって、あえて外務大臣の責任に帰せんとするがごときは、全く本末を誤まったものであり、牽強付会のそしりを免れないといわざるを得ません。（拍手、発言する者あり）

また、社会党の諸君は、日ソ交渉についても外相不信任の理由に数え上げられるのでありますが、今日ソ連にして国連問題に見られるその態度で日ソ交渉に臨みます限り、日本国民は、交渉継続に当り、従来にも増して警戒を要すると思うでありましょう。片山さんは、日ソ交渉をめぐる鳩山、重光両相の言葉の枝葉末節にこだわって議論をせられるのでありますが、一国の総理が、（発言する者あり）一国の総理が国交の調整をはかろうとするとき、その早期妥結を叫んで熱意のほどを示すのは、けだし当然であるというべきであります。（拍手）また、その場合、外務担当大臣が、相手の態度を見守りつつ日本の立場を主張し、考慮して、あえて慎重を期することも、また当然の責務であると言うべきであります。（拍手）日ソ両国が将来平和共存の道に再出発をするためには、日本国民の多数が納得し、同意し、ほんとうに承認する条件で平和回復をはからざる限り、永続性は望めません。社会党の諸君の言うがごとく、引き揚げの問題も、領土の問題も、全然重要問題を一方的に放棄して軽率な条約妥結をはかることは、断じてわれわれのとらざるところであります。（拍手）しかも、第二次鳩山内閣の当時、重光外務大臣は、今日の保守大合同を予見せられ、当時の在野自由党の意向を尊重しつつ、民主、自由両党の調整をはかり、内に鳩山総理の平和回復への熱意を体し、外に保守共通の意思疎通のもとに日ソ交渉に当られましたことは、ただに外務大臣としてのみならず、副総理としてよくその役割を果したものというべく、ほめられることはあっても、断じて非難せらるべきものではないのであります。（拍手）

今日、社会党の諸君は、言葉を進めて、日韓問題についても批判を差しはさまれるのでありますが、今日、韓国の態度は、ひとしく国民のまゆをひそめるところであり、新聞論調も、その一方的不当を筆をそろえて書き立てているのであります。今日、この韓国の態度をもって外務大臣の不信任と言われるのは、あたかも、それは、前国会の終末において、社会党参議院の諸君が一方的――をふるっておきながら、その被害者であるところの善良な保守党議員に対し、なぜ暴力に抵抗しないのかとののしったのにも似ておるのであります。（拍手）

われわれは、社会党の諸君にあえて申し上げたい。今日、かつての自由党、民主党における、最小限の自衛力は持つべきであるとの主張において、防衛庁を設置し、乏しいながらも自衛の力をたくわえて参りましたるがゆえに、韓国の一方的発砲声明の威嚇にあっても、日本は、これを冷静にながめ、相手の反省を待ちつつ、これが調整に当ることができるのであります。社会党の諸君が言う無防備、無抵抗論がもし日本に行われていたといたしますならば、韓国の一方的な暴挙と侵略行為は、島根県竹島のみならず、あるいは対島にも九州にも加えられていたであろうことは、想像にかたくないのであります。（拍手）今日、われわれは、この韓国問題こそは、むしろ、社会党に対し、自衛力に関する政策転換の必要性を示唆しておるものとして、無策無能の言葉はそのまま社会党に返上いたしたいのであります。（拍手、発言する者多し）

さて、重光外務大臣は、その就任以来、対米外交におきましては、最近の日米原子力協定の締結を初め、余剰農産物協定など、きわめて見るべきものがあるのであります。また、東南アジア外交におきましては、ビルマ賠償協定の細目を取りきめ、わが賠償問題解決の促進に大いなる貢献をなしたのを初めとして、タイ、ビルマ、カンボジア国首相を国賓として招待し、わが東南アジア諸国との親善友好関係の強化をはかったのであります。また、経済外交におきましては、ポンド地域貿易をますます助長発展せしめ、一方においてはガット加盟をよくしておるのであります。その他、数え上げれば、重光外務大臣の功績はきわめて多いのであります。

以上、私は、不信任とするところの理由の主たるものに反対の意見を述べ、独立後の日本外交に、率直にいって平和愛好と正義の外交を打ち出した重光外務大臣の功績をたたえ、強くかたく外務大臣を信任し、本不信任案には徹底的に反対をするものであります。（拍手）

○議長（益谷秀次君）　ただいまの江崎君の発言中、もし不穏当の言辞があれば、速記録を取り調べの上、適当の処置をとることといたします。

穂積七郎君。

〔穂積七郎君登壇〕

○穂積七郎君　私は、日本社会党を代表して、ただいまの重光外務大臣不信任決議案に対し、双手をあげて賛成の意見を表明せんとするものでございます。（拍手）

実は、このたびの国連加入失敗問題を頂点とするたび重なる外務省の失政に対しては、さすがに、人のよい鳩山総理も、怒気を含んで、次のように言ったのでございます。（拍手）――――――――。（拍手）この言葉を鳩山総理が直ちに実行されましたならば、そして重光外務大臣を直ちに罷免されたならば、今日このようなぶざまな不信任案を突きつけられるようなことはなくて済んだのでありますが、（拍手）どうも、鳩山総理は、ときどき、思いつきはいいのでありますが、実行が伴わなくてよろしくない。（拍手）だから、私がこれから試みます討論に対しても、みずからの非をおおうことなく、謙虚に、心を澄ましてお聞き取りの上で、鳩山総理を初め、与党の諸君もこぞって賛成あらんことをお願いいたします。（拍手）

思いますに、終戦以来の日本の民族の運命と国民の生活は、その大半は外交と貿易政策にかかっておることは言うまでもないところであります。ところが、わが国の保守党内閣の外交方針を見ておりますと、うしろ向きの外交であり、アメリカに対する買弁外交の度をいよいよ深めて、これでは、日本の独立も、平和も、また中小企業以下一千万になんなんとする潜在失業者の生活も、とうてい維持することはおぼつかないのでございます。（拍手）やがて、日本は、このままで参りますならば、アジアの孤児どころか、世界のあわれむべき孤児になるでございましょう。

このようなありさまをながめて、私はフランス革命当時のおもしろい言葉を思い起すのであります。それは、この偉大な革命が行われたのにかかわらず、古きものは何ものも忘れようとせず、また新しきものは何ものも学び取ろうとしない度しがたき人々よという批評の言葉であります。これは、革命後歴史の波に没し去った貴族階級、官僚を批評した言葉でありますが、この批評の言葉は、今日そのまま、現在の保守陣営に属する外務省出身の官僚の姿にあまりにも的確に当てはまるのでございます。（拍手）彼らの目には古き米英の姿のみが忘れられず、新しきアジアの胎動を知ろうとしない、新しき社会主義建設には何ものも学び取ろうとしない、この保守外交の態度が、最近の外交の悲劇と罪状をもたらすすべての根源であるといわなければなりません。（拍手）われわれが今日重光外務大臣に対して不信任の意を表したい根本の理由は、第一にここにあるのであります。

次に、保守陣営の中にあって珍しく常識的な鳩山総理は、アメリカからの独立外交を訴え、国民の要望する日ソ国交回復を提案いたしました。国民の大多数もこれを支持したのであります。ところが、日ソ交渉が始まりますと、重光外相は、閣内にありながら、鳩山総理の早期妥結に同調しないのみならず、国内においては吉田・緒方ラインと結び、外においてはアメリカのひもつきとなって、これをぶちこわそうとしたことは、外務大臣がいかに弁明いたしましょうとも、天下隠れもなき事実でございます。（拍手）鳩山内閣並びに日ソ国交回復を熱望する国民多数とともに、重光外務大臣はまさに獅子身中の虫といわなければならない。（拍手）われわれの不信任の第二の理由はここにあるのであります。

さらに、わが国の貿易と国民生活にとって切っても切れない中国との関係についてであります。日中間の第一次、第二次貿易協定についてはさることながら、去る五月四日に結びました第三次協定に当りましては、当事者でありましたわれわれ議員連盟は、ここにおられる鳩山総理にその内容を示し、鳩山総理はこれに対して全面的なる支持を与え協力することを約するという文書の約束をとってから締結いたしたのでございます。ところが、自来八カ月、この協定の何が一体実行されましたか。昨日までに、国民的な大成功をおさめました見本市以外は、何ものも実行されてはいないのであります。

鳩山総理は、前国会におきまして、われわれに対し、この協定の中の、特に決済協定の締結と貿易代表部の交換については、早期に実現するように努力することを約された。ところが、これがことごとく妨害によってこわされた。それを妨害して実現させないでいたのは、重光外務大臣その人であります。（拍手）さらに、周恩来総理が提案いたしました、両国政府の代表による国交回復並びに懸案問題についての話し合いの提案についても、重光外務大臣、あなたが必死になってこれを妨害しておるのであります。さきに、バンドン会議におきまして、日本政府代表として出席した高碕国務大臣は、周恩来総理の提案に従って、かの地においてこの問題について話し合うことを約束して、再会を約したのであります。ところが、この約束を破らしたのは――重光外務大臣が谷外務省顧問を使って命令をもって阻止したことは、当時のアジアの代表のすべての周知するところでございます。（拍手）アジアの兄弟である中国との貿易、国交回復は、日本国民のすべての欲するところでございます。われわれは、これらの国民の要望を背景として、重光外務大臣の不信任案に賛成をいたしたい。

次に、一方、翻って、アメリカとの交渉はどうでありましょうか。あなたは、去る八月アメリカに渡って、国民的要望であったココムの緩和と軍事費の軽減をアメリカに頼んだところが、アメリカにべもなく断わられて引き下ったのでありますが、逆に急速なる増兵計画と西太平洋地域におきます出兵を要請する大きな荷物を背負わされて帰ってきたのであります。（拍手）これでは、一体、鳩山内閣が口にする独立外交の姿がどこにございましょうか。これがわれわれの重光外務大臣に反対をする第四の理由であります。

さらに、フィリピン賠償問題の失敗、対韓国問題に対する無為無能、これらは、提案者の趣旨弁明と同様の理由によって、われわれは重光外務大臣不信任賛成の第五、第六の理由とするものであります。

かくして満身瘡痍となりました重光外交にとって最後のとどめをさしたのは、国連加入の失敗であります。重光外務大臣は、盛んに、今まで十八カ国一括加盟案が成功することを楽観的に放送しておりましたが、これがみごと失敗いたしますと、私はただニューヨークからの報道を皆さんにお伝えしただけであると答えて、てん然といたしておるのであります。一体、一国の外交の最高責任者が、このような態度

で許されましょうか。（拍手）このような言葉は、外務省の一報道課長の言葉にすぎません。

実は、この問題については、去る十二月九日国府から帰りました芳沢大使が、この問題の成否は一にかかって国府の態度にある、しかし国府の態度は絶望的であるという報告を重光外務大臣にしておるはずであります。ところが、重光さんは、こういう報道を軽蔑して耳をかさず、一にアメリカにおいて甘っちょろい報道を送ってよこしました加瀬大使の報告を聞いておって、当日まで安閑としておったではありませんか。（拍手）このような態度で、一体、一国の外務大臣が勤まるかどうか、言わずして明瞭であります。しかも、このことは、重光外務大臣の人事の行き詰まりの一端をも表明しておるのであります。加瀬大使のごときは、万人の評するところに耳を傾けますと、鼻持ちのならない、きざな、おしゃれで、まるでチョコレート・ボーイのような人間であると批評されておるのであります。このような万人総すかんの人物を、私情によって、この重要なときに、しかも重大なる国連大使として、全くむだな国費を使って失敗したその責任は重光さんにあるといわなければなりません。（拍手）重光外務大臣からながめましたならば、全くアメリカのふところに抱かれた赤子のごとく見えるであろう隣の韓国も、あるいは無力に見える国民党政府も、みずからの私益を守るためには歯をむいて立ち上ったのであります。ところが、日本の姿はどうでありましょうか。一にアメリカに追随いたしまして、ついに日本を世界の捨て子としておるではありませんか。（拍手）われわれは、重光外務大臣に不信任案を突きつけ、それに賛成する理由はここにあるのであります。

今や、日本は、独立か隷属かの岐路に立ち、しかも東西両陣営の間に立って、アジアの平和のかぎをにぎる立場になりました。われわれは、今までの重光外交によって代表された戦争と隷属の外交を直ちに一掃しなければなりません。重光外務大臣に申し上げますが、みずから責任を痛感して辞任されるならけっこうである。そのことをお勧めいたしますが、あなたが、今日、ほんの一時の院内の多数の勢力にあぐらをかいて偸安の夢を見ようといたしましても、国民はこれを許しません。（拍手）やがて、前外務大臣であった岡崎勝男氏の運命を、国民は再びあなたに要求するでございましょう。（拍手）

最後に、与党の諸君にお訴えしたいのであります。諸君は、多数を頼んで無理を通し、みずからの非を隠すことが、党を愛する道でないことを知っていただきたい。ここにおる三百名の議員の中で、重光さんよりはより良心的な外務大臣候補が一人くらいはおりそうなものでございましょう。（拍手）いささかでも良心的な外務大臣と入りかえて国民の利益に沿うことが真に党を愛するものであることを御忠告申し上げます。

聞くところによりますと、今日の不信任案に対する反対討論の希望者は、一旧自由党の人が論理の立たない討論をされたということは、われわれ遺憾でございます。今からでも間に合いますから、どうぞすべての皆さんの賛成によってこの不信任案が通ることを希望いたしまして、私の討論を終ることにいたします。（拍手）

○議長（益谷秀次君）　ただいまの穂積君の発言中、もし不穏当の言辞があれば、速記録を取り調べの上、適当の処置をとることといたします。

これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。この採決は記名投票をもって行います。鈴木茂三郎君外二名提出、重光外務大臣不信任決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（益谷秀次君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。開鎖。

投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長（益谷秀次君）　投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕

投票総数　三百九十四

可とする者（白票）　百三十五

〔拍手〕

否とする者（青票）　二百五十九

〔拍手〕

○議長（益谷秀次君）　右の結果、鈴木茂三郎君外二名提出、重光外務大臣不信任決議案は否決されました。（拍手）

鈴木茂三郎君外二名提出、重光外務大臣不信任決議案を可とする議員の氏名

阿部　五郎君　青野　武一君
赤路　友蔵君　赤松　勇君
酉ケ久保重光君　浅沼稲次郎君
飛鳥田一雄君　有馬　輝武君
淡谷　悠蔵君　井岡　大治君
井谷　正吉君　井手　以誠君
井上　良二君　井堀　繁雄君
伊瀬幸太郎君　伊藤卯四郎君
伊藤　好道君　猪俣　浩三君
池田　禎治君　石田　宥全君
石橋　政嗣君　石村　英雄君
石山　權作君　稲富　稜人君
今澄　勇君　今村　等君
小川　豊明君　大西　正道君
大矢　省三君　岡　良一君
加藤　清二君　風見　章君
春日　一幸君　片島　港君
片山　哲君　勝間田清一君
上林與市郎君　神近　市子君
神田　大作君　川俣　清音君
河上丈太郎君　河野　正君
太原津與志君　菊地養之輔君
北山　愛郎君　久保田鶴松君
栗原　俊夫君　小平　忠君
小牧　次生君　五島　虎雄君
河野　密君　佐々木更三君
佐竹　新市君　佐竹　晴記君
佐藤觀次郎君　坂本　泰良君
志村　茂治君　島上善五郎君
下川儀太郎君　下平　正一君
杉山元治郎君　鈴木茂三郎君
鈴木　義男君　田中幾三郎君
田中　武夫君　田中　稔男君
田原　春次君　田万　廣文君
多賀谷眞稔君　高津　正道君
滝井　義高君　竹谷源太郎君
楯　兼次郎君　辻原　弘市君
戸叶　里子君　堂森　芳夫君
中井徳次郎君　中居英太郎君
中崎　敏君　中村　高一君
中村　時雄君　中村　英男君
永井勝次郎君　成田　知巳君
西尾　末廣君　西村　榮一君
西村　彰一君　西村　力弥君
野原　覺君　芳賀　貢君
長谷川　保君　原　茂君
原　彪君　日野　吉夫君
平岡忠次郎君　平田　ヒデ君
古屋　貞雄君　帆足　計君
穂積　七郎君　細迫　兼光君
細田　綱吉君　正木　清君

松井　政吉君　松尾トシ子君
松岡　駒吉君　松平　忠久君
松原喜之次君　三鍋　義三君
三宅　正一君　三輪　壽壯君
水谷長三郎君　武藤運十郎君
門司　亮君　森　三樹二君
森島　守人君　森本　靖君
八百板　正君　八木　一男君
八木　昇君　矢尾喜三郎君
安平　鹿一君　山口シヅエ君
山口丈太郎君　山下　榮二君
山田　長司君　山本　幸一君
横路　節雄君　横山　利秋君
吉川　兼光君　吉田　賢一君
渡邊　惣藏君　岡田　春夫君
久保田　豊君　小山　亮君

否とする議員の氏名

阿左美廣治君　相川　勝六君
逢澤　寛君　愛知　揆一君
青木　正君　赤城　宗德君
赤澤　正道君　秋田　大助君
足立　篤郎君　芦田　均君
荒船清十郎君　有田　喜一君
有馬　英治君　五十嵐吉藏君
井出一太郎君　伊東　隆治君
池田　清志君　池田正之輔君
石井光次郎君　石坂　繁君
石田　博英君　石橋　湛山君
一萬田尙登君　稲葉　修君
今松　治郎君　宇都宮德馬君
植木庚子郎君　植原悅二郎君
植村　武一君　臼井　莊一君
内田　常雄君　内海　安吉君
江崎　真澄君　遠藤　三郎君
小笠　公韶君　小笠原八十美君
小川　半次君　小澤佐重喜君
越智　茂君　緒方　竹虎君
大麻　唯男君　大石　武一君
大久保留次郎君　大倉　三郎君
大島　秀一君　大高　康君
大坪　保雄君　大野　市郎君
大平　正芳君　大村　清一君
大森　玉木君　太田　正孝君
岡崎　英城君　荻野　豊平君
奥村又十郎君　加藤　精三君
加藤　高藏君　加藤常太郎君
加藤鎌五郎君　鹿野　彦吉君
上林山榮吉君　神田　博君
亀山　孝一君　唐澤　俊樹君
川崎末五郎君　川崎　秀二君
川島正次郎君　川野　芳滿君
川村善八郎君　菅　太郎君
菅野和太郎君　木崎　茂男君
木村　俊夫君　木村　文男君
菊池　義郎君　岸　信介君
北　畛吉君　北澤　直吉君
北村德太郎君　吉川　久衛君
清瀬　一郎君　久野　忠治君
楠美　省吾君　熊谷　憲一君
倉石　忠雄君　黒金　泰美君
小泉　純也君　小枝　一雄君
小金　義照君　小坂善太郎君
小島　徹三君　小平　久雄君
小林　錡君　小山　長規君
河野　一郎君　河野　金昇君
河本　敏夫君　高村　坂彦君
纐纈　彌三君　佐々木秀世君
佐伯　宗義君　齋藤　憲三君
坂田　道太君　櫻内　義雄君
笹本　一雄君　笹山茂太郎君
薩摩　雄次君　志賀健次郎君
椎熊　三郎君　椎名悅三郎君
椎名　隆君　重政　誠之君
島村　一郎君　白濱　仁吉君
周東　英雄君　須磨彌吉郎君
杉浦　武雄君　助川　良平君
鈴木周次郎君　鈴木　善幸君
鈴木　直人君　薄田　美朝君
砂田　重政君　瀬戸山三男君
關谷　勝利君　園田　直君
田口長治郎君　田子　一民君
田中伊三次君　田中　角榮君
田中　彰治君　田中　龍夫君
田中　久雄君　田中　正巳君
田村　元君　高岡　大輔君
高木　松吉君　高碕達之助君
高瀬　傳君　高橋　禎一君
高橋　等君　高見　三郎君
竹尾　弌君　竹山祐太郎君
千葉　三郎君　中馬　辰猪君
塚田十一郎君　堤　康次郎君
綱島　正興君　戸塚九一郎君
渡海元三郎君　德田與吉郎君
德安　實藏君　床次　德二君
内藤　友明君　中川　俊思君
中嶋　太郎君　中曾根康弘君
中村　梅吉君　中村三之丞君
中村　寅太君　中村庸一郎君
中山　榮一君　中山　マサ君
仲川房次郎君　永田　亮一君
永山　忠則君　長井　源君
灘尾　弘吉君　楢橋　渡君
南條　德男君　二階堂　進君
丹羽　兵助君　西村　直己君
根本龍太郎君　野田　卯一君
野田　武夫君　野依　秀市君
馬場　元治君　橋本　龍伍君
長谷川四郎君　畠山　鶴吉君
鳩山　一郎君　花村　四郎君
濱地　文平君　濱野　清吾君
早川　崇君　林　譲治君
林　唯義君　林　博君
平塚常次郎君　平野　三郎君
廣川　弘禪君　廣瀬　正雄君
福井　順一君　福井　盛太君
福田　越夫君　福田　篤泰君
福永　一臣君　福永　健司君
藤枝　泉介君　藤本　捨助君
船田　中君　古井　喜實君
古川　丈吉君　古島　義英君
保利　茂君　保科善四郎君
坊　秀男君　星島　二郎君
堀内　一雄君　堀川　恭平君
本名　武君　眞崎　勝次君
眞鍋　儀十君　前尾繁三郎君
前田房之助君　前田　正男君
牧野　良三君　町村　金五君
松浦周太郎君　松浦　東介君
松岡　松平君　松澤　雄藏君
松田　鐵藏君　松永　東君
松野　頼三君　松村　謙三君
松本　俊一君　松本　瀧藏君
松山　義雄君　三浦　一雄君
三木　武夫君　水田三喜男君
南　好雄君　宮澤　胤勇君
村上　勇君　村松　久義君
粟山　博君　森　清君
森下　國雄君　山口喜久一郎君
山口　好一君　山崎　巖君
山下　春江君　山手　滿男君
山中　貞則君　山本　勝市君
山本　粂吉君　山本　正一君
山本　猛夫君　山本　利壽君
山本　友一君　横井　太郎君
吉田　重延君　米田　吉盛君
早稲田柳右衛門君　渡邊　良夫君
亘　四郎君

淺沼稻次郎君外一名提出民主政治擁護に関する決議案は委員会の審査を省略し、議事日程に追加して上程すべしとの動議（井上良二君外一名提出）

○議長（益谷秀次君）　次に、井上良二君外一名から、淺沼稻次郎君外一名提出民主政治擁護に関する決議案は委員会の審査を省略し議事日程に追加して上程すべしとの動議が提出されました。本動議は、衆議院規則第百十二条により、討論を用いないことになっておりますから、直ちに採決いたします。この採決は記名投票をもって行います。井上良二君外一名提出の動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票

を持参せられんことを望みます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（益谷秀次君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。開鎖。

投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長（益谷秀次君）　投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕

投票総数　三百八十八

可とする者（白票）　百三十二

〔拍手〕

否とする者（青票）　二百五十六

〔拍手〕

○議長（益谷秀次君）　右の結果、井上良二君外一名提出の動議は否決せられました。

井上良二君外一名提出の動議を可とする議員の氏名

阿部　五郎君　青野　武一君
赤路　友藏君　赤松　勇君
齋ケ久保重光君　淺沼稻次郎君
飛鳥田一雄君　有馬　輝武君
淡谷　悠藏君　井岡　大治君
井谷　正吉君　井手　以誠君
井上　良二君　井堀　繁雄君
伊瀬幸太郎君　伊藤卯四郎君
伊藤　好道君　猪俣　浩三君
池田　禎治君　石田　宥全君
石橋　政嗣君　石村　英雄君
石山　權作君　稻富　稜人君
今澄　勇君　今村　等君
小川　豊明君　大西　正道君
大矢　省三君　岡　良一君
加藤　清二君　風見　章君
春日　一幸君　片島　港君
片山　哲君　勝間田清一君
上林與市郎君　神近　市子君
神田　大作君　川俣　清音君
河上丈太郎君　河野　正君
木原津與志君　菊地養之輔君
北山　愛郎君　久保田鶴松君
栗原　俊夫君　小平　忠君
小牧　次生君　五島　虎雄君
河野　密君　佐々木更三君
佐竹　新市君　佐竹　晴記君
佐藤觀次郎君　坂本　泰良君
志村　茂治君　島上善五郎君
下川儀太郎君　下平　正一君
杉山元治郎君　鈴木茂三郎君
鈴木　義男君　田中幾三郎君
田中　武夫君　田中　稔男君
田原　春次君　田万　廣文君
多賀谷眞稔君　高津　正道君
滝井　義高君　竹谷源太郎君
楯　兼次郎君　辻原　弘市君
戸叶　里子君　堂森　芳夫君
中井徳次郎君　中居英太郎君
中崎　敏君　中村　高一君
中村　時雄君　中村　英男君
永井勝次郎君　成田　知巳君
西村　榮一君　西村　彰一君
西村　力弥君　野原　覺君
芳賀　貢君　長谷川　保君
原　茂君　原　彪君
日野　吉夫君　平岡忠次郎君
平田　ヒデ君　古屋　貞雄君
帆足　計君　穗積　七郎君
細迫　兼光君　細田　綱吉君
正木　清君　松井　政吉君
松尾トシ子君　松岡　駒吉君
松平　忠久君　松原喜之次君
三鍋　義三君　三宅　正一君
三輪　壽壯君　水谷長三郎君
武藤運十郎君　門司　亮君
森　三樹二君　森島　守人君
森本　靖君　八百板　正君
八木　一男君　八木　昇君
矢尾喜三郎君　安平　鹿一君
山口シヅエ君　山口丈太郎君
山下　榮二君　山田　長司君
山本　幸一君　横路　節雄君
横山　利秋君　吉川　兼光君
吉田　賢一君　岡田　春夫君
久保田　豊君　中原　健次君

否とする議員の氏名

阿左美廣治君　相川　勝六君
逢澤　寛君　愛知　揆一君
青木　正君　赤城　宗德君
赤澤　正道君　秋田　大助君
足立　篤郎君　荒船清十郎君
有田　喜一君　有馬　英治君
五十嵐吉藏君　伊東　隆治君
池田　清志君　池田正之輔君
石井光次郎君　石坂　繁君
石田　博英君　石橋　湛山君
一萬田尙登君　稻葉　修君
今松　治郎君　宇都宮德馬君
植木庚子郎君　植原悅二郎君
植村　武一君　臼井　莊一君
內田　常雄君　內海　安吉君
江崎　眞澄君　遠藤　三郎君
小笠　公韶君　小笠原八十美君
小川　半次君　小澤佐重喜君
越智　茂君　緒方　竹虎君
大麻　唯男君　大石　武一君
大久保留次郎君　大倉　三郎君
大島　秀一君　大高　康君
大坪　保雄君　大野　市郎君
大平　正芳君　大村　清一君
大森　玉木君　太田　正孝君
岡崎　英城君　荻野　豊平君
奥村又十郎君　加藤　精三君
加藤　高藏君　加藤常太郎君
加藤鎌五郎君　鹿野　彦吉君
上林山榮吉君　神田　博君
亀山　孝一君　唐澤　俊樹君
川崎末五郎君　川崎　秀二君
川島正次郎君　川野　芳滿君
川村善八郎君　菅　太郎君
菅野和太郎君　木崎　茂男君
木村　俊夫君　木村　文男君
菊池　義郎君　岸　信介君
北　畯吉君　北澤　直吉君
北村德太郎君　吉川　久衛君
清瀨　一郎君　久野　忠治君
熊谷　憲一君　倉石　忠雄君
黑金　泰美君　小泉　純也君
小枝　一雄君　小金　義照君
小坂善太郎君　小島　徹三君
小平　久雄君　小林　錡君
小山　長規君　河野　一郎君
河野　金昇君　河本　敏夫君
高村　坂彦君　纐纈　彌三君
佐々木秀世君　佐伯　宗義君
齋藤　憲三君　坂田　道太君
櫻內　義雄君　笹本　一雄君
笹山茂太郎君　薩摩　雄次君
志賀健次郎君　椎熊　三郎君
椎名悅三郎君　椎名　隆君
重政　誠之君　重光　葵君
島村　一郎君　白濱　仁吉君
周東　英雄君　杉浦　武雄君
助川　良平君　鈴木周次郎君
鈴木　善幸君　鈴木　直人君
薄田　美朝君　砂田　重政君
瀨戸山三男君　關谷　勝利君
園田　直君　田口長治郎君
田子　一民君　田中伊三次君
田中　角榮君　田中　彰治君
田中　龍夫君　田中　久雄君
田中　正巳君　田村　元君
高岡　大輔君　高木　松吉君
高碕達之助君　高瀨　傳君
高橋　禎一君　高橋　等君
高見　三郎君　竹尾　弓君
竹山祐太郎君　千葉　三郎君
中馬　辰猪君　塚田十一郎君
堤　康次郎君　綱島　正興君
戸塚九一郎君　渡海元三郎君

德田與吉郎君　德安　實藏君
床次　德二君　內藤　友明君
中川　俊思君　中嶋　太郎君
中曾根康弘君　中村　梅吉君
中村三之丞君　中村　寅太君
中村庸一郎君　中山　榮一君
中山　マサ君　仲川房次郎君
永田　亮一君　永山　忠則君
長井　源君　灘尾　弘吉君
楢橋　渡君　南條　德男君
二階堂　進君　丹羽　兵助君
西村　直己君　根本龍太郎君
野田　卯一君　野田　武夫君
野依　秀市君　馬場　元治君
橋本　龍伍君　長谷川四郎君
畠山　鶴吉君　鳩山　一郎君
花村　四郎君　濱地　文平君
濱野　清吾君　早川　崇君
林　讓治君　林　唯義君
林　博君　平塚常次郎君
平野　三郎君　廣川　弘禪君
廣瀬　正雄君　福井　順一君
福井　盛太君　福田　赳夫君
福田　篤泰君　福永　一臣君
福永　健司君　藤枝　泉介君
藤本　捨助君　淵上房太郎君
船田　中君　古井　喜實君
古川　丈吉君　古島　義英君
保利　茂君　保科善四郎君
坊　秀男君　星島　二郎君
堀內　一雄君　堀川　恭平君
本名　武君　眞崎　勝次君
眞鍋　儀十君　前尾繁三郎君
前田房之助君　前田　正男君
牧野　良三君　町村　金五君
松浦周太郎君　松浦　東介君
松岡　松平君　松澤　雄藏君
松田　鐵藏君　松永　東君
松野　頼三君　松本　俊一君
松本　瀧藏君　松山　義雄君
三浦　一雄君　三木　武夫君
水田三喜男君　南　好雄君
宮澤　胤勇君　村上　勇君
村松　久義君　粟山　博君
森　清君　森下　國雄君
山口喜久一郎君　山口　好一君
山崎　巌君　山下　春江君
山手　滿男君　山中　貞則君
山村新治郎君　山本　勝市君
山本　粂吉君　山本　正一君
山本　猛夫君　山本　利壽君
山本　友一君　横井　太郎君
吉田　重延君　早稲田柳右エ門君
渡邊　良夫君　亘　四郎君

○議長（益谷秀次君）　なお、この際井上良二君より議事進行に関する発言を求められておりますが、適当の機会にこれを許すことといたします。

請願日程　日ソ交渉促進に関する請願外百四十五請願

教職員の給与改訂に関する請願外二百三十五請願

○長谷川四郎君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、請願日程百四十六件とともに教職員給与改訂に関する請願外二百三十五請願を追加し、一括議題となし、その審議を進められんことを望みます。

請願日程追加の分

教職員の給与改訂に関する請願（第三六号）
同（第四四号）
同（第四五号）
同（第六五号）
恩給法の一部改正に関する請願（第四二号）
自衛隊の行軍に伴う損害補償に関する請願（第一一五号）
駐留軍労働者に年末手当支給に関する請願（第一六九号）
駐留軍労働者に対する新労務基本契約実施に関する請願（第一七〇号）
駐留軍労働者に特別退職手当支給に関する請願（第一七一号）
昭和三十年国勢調査諸経費の全額国庫負担に関する請願（第三二八号）
教職員の給与改訂に関する請願（第三六二号）
同（第四一六号）
文官恩給の不均衡調整に関する請願（第三六三号）
未帰還公務員留守家族の処遇改善に関する請願（第三六七号）
同（第四一五号）
同（第四九三号）
積雪地方のスキー場建設に対する起債措置に関する請願（第二号）
同（第四八号）
同（第四九号）
地方財政再建促進特別措置法制定に関する請願（第三号）
地方交付税における高校単位費引上げに関する請願（第三七号）
同（第四六号）
同（第四七号）
同（第六八号）
公衆浴場業に対する事業税軽減に関する請願（第三八号）
地方交付税増額に関する請願（第六七号）
地方交付税における高校単位費引上げに関する請願（第一二二号）
町村公共事業費の補助金交付に関する請願（第一二三号）
地方交付税法の一部改正に関する請願（第一五八号）
宮崎県に対する特別交付税のわく増額に関する請願（第一五九号）
宮崎県に対する起債の特別わく設定に関する請願（第一六〇号）
市町村道整備費の財源付与に関する請願（第一二二号）
合併市町村育成法制定に関する請願（第一二三号）
地方財政確立に関する請願（第三三〇号）
大和町役場の建築起債額増額に関する請願（第三三一号）
水害被災地方公共団体に対する特別交付税の金額配付等に関する請願（第三五五号）
地方交付税における高校単位費引上げに関する請願（第三六五号）
同（第四一七号）
売春等処罰法制定に関する請願（第四号）
与論島茶花港に入国管理事務所設置の請願（第二六号）
人権擁護のための予算増額に関する請願（第七一号）
大隅簡易裁判所庁舎新築の請願（第九五号）
新得町に簡易裁判所等設置の請願（第一六一号）
刑事訴訟法の一部改正等に関する請願（第二六五号）
新潟刑務所移転に関する請願（第三三一号）
鳥栖簡易裁判所庁舎新築の請願（第三六九号）
拘引被疑者に深網笠使用に関する請願（第四九五号）
積雪寒冷地帯の米穀検査規格引下げに関する請願（第一四号）
米の直接統制継続に関する請願（第一五号）
国営笠之原地区畑地かんがい工事施行等に関する請願（第一六号）
台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法制定に関する請願（第一七号）

米の配給措置に関する請願（第一九号）
米穀の統制撤廃反対等に関する請願（第二〇号）
同（第二一号）
天間林地区の水田開発工事施行に関する請願（第三九号）
内地米五日分増配に関する請願（第八三号）
大津漁港修築に関する請願（第八四号）
米穀の予約売渡制継続に関する請願（第一〇三号）
急傾斜地帯農業振興臨時措置法の有効期間延長に関する請願（第一〇四号）
泊漁港の整備促進に関する請願（第一三五号）
羽幌町築別地区の土地改良事業促進に関する請願（第一三八号）
米の配給量増加に関する請願（第一三九号）
同（第一七七号）
米穀の統制撤廃反対に関する請願（第一四〇号）
同（第一七五号）
米の直接統制継続に関する請願（第一七八号）
台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法制定に関する請願（第一七九号）
急傾斜地帯農業振興臨時措置法の有効期間延長に関する請願（第一八〇号）
宮崎県の農業災害対策確立に関する請願（第一八一号）
開拓地入植者住宅に対する国庫補助わく拡大に関する請願（第一八二号）
でん粉の政府買上げわく拡大等に関する請願（第一八三号）
特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の有効期間延長に関する請願（第一八四号）
開拓地入植者の営農資金特別わく拡大に関する請願（第一八五号）
被害農林水産業者に復興資金融資に関する請願（第一八六号）
自作農維持資金のわく拡大に関する請願（第一八七号）
ラミー繊維の価格安定に関する請願（第一八八号）
農業共済金の概算払促進に関する請願（第一八九号）
かん害被害農家に経営資金融資に関する請願（第一九〇号）
東頸城郡の耕地災害復旧工事施行に関する請願（第一九一号）
米の配給量増加に関する請願（第二三五号）
米の直接統制継続に関する請願（第二三六号）
米穀の予約売渡制継続等に関する請願（第二三七号）
居辺無水地帯の開発促進に関する請願（第二三八号）
泊漁港の整備促進に関する請願（第二九三号）
東天北地区を高度集約酪農地域に指定の請願（第三二四号）
田尻川沿岸かんがい排水総合改修事業促進に関する請願（第三四一号）
同（第三四二号）
横別府地区県営畑地かんがい事業促進に関する請願（第三七三号）
県営両根占土地改良区かんがい排水工事促進に関する請願（第三七四号）
畑地かんがい事業のための試験研究施設強化に関する請願（第三七五号）
境漁港の修築工事促進に関する請願（第三七六号）
米の配給量増加に関する請願（第三九五号）
同（第四五〇号）
同（第四五三号）
同（第四五四号）
米穀の統制撤廃反対に関する請願（第三九六号）
米の配給量増加等に関する請願（第四二九号）
同（第四三〇号）
同（第四三一号）
同（第四三二号）
同（第四三三号）
同（第四三四号）
同（第四三五号）
同（第四三六号）
同（第四三七号）
同（第四三八号）
同（第四三九号）
同（第四四〇号）
同（第四四一号）
同（第四四二号）
同（第四四三号）
同（第四四四号）
同（第四四五号）
同（第四四六号）
同（第四四七号）
同（第四四八号）
同（第四四九号）
急傾斜地帯農業振興臨時措置法の有効期間延長に関する請願（第四五一号）
居辺無水地帯の開発促進に関する請願（第五〇七号）
沖縄貿易振興に関する請願（第二二号）
石油資源開発株式会社への国家投資に関する請願（第六〇号）
同（第六一号）
同（第六二号）
都道府県信用保証協会に国家資金融資に関する請願（第九九号）
木造船の中共向輸出解禁に関する請願（第一〇五号）
発明事業の振興に関する請願（第一〇六号）
地籍調査促進に関する請願（第一三四号）
石油資源開発株式会社への国家投資に関する請願（第一四二号）
同（第一四三号）
只見特定地域の総合開発促進に関する請願（第一五二号）
輸出貿易振興費の国庫補助に関する請願（第二四三号）
芽登第一、第二発電所工事促進に関する請願（第二五七号）
下只見電源開発に関する請願（第二六〇号）
茨城県の未点灯部落解消に関する請願（第二七一号）
中国における日本見本市開催の請願（第三四三号）
北海道総合開発促進に関する請願（第三五九号）
田子倉及び奥只見電源開発促進等に関する請願（第三六〇号）
石油資源開発株式会社への国家投資に関する請願（第三七七号）
同（第四五五号）
中国向木造船の輸出認可に関する請願（第四五六号）
国産しゅろ繊維生産業の危機打開対策確立に関する請願（第四五七号）
芽登第一、第二発電所工事促進に関する請願（第五三六号）
北吉田に特定郵便局設置の請願（第三〇号）

豊明村の電話施設拡張に関する請願（第三一号）
新得郵便局舎改築の請願（第八八号）
土佐村地内郵便局存置に関する請願（第一四九号）
簡易保険及び郵便年金積立金の融資範囲拡大に関する請願（第二九七号）
簡易保険診療所の増設等に関する請願（第二九八号）
簡易保険の保険金最高制限額引上げの請願（第二九九号）
北海道地方に簡易保険及び郵便年金加入者ホーム設置の請願（第三〇〇号）
江上郵便局の集配事務存続に関する請願（第三〇一号）
簡易保険及び郵便年金積立金の融資範囲拡大に関する請願（第三四九号）
同（第三八五号）
同（第四〇一号）
同（第四〇二号）
同（第五二三号）
同（第五二四号）
簡易保険診察所の増設等に関する請願（第三五〇号）
同（第三八四号）
同（第四〇七号）
同（第四〇八号）
同（第四八二号）
同（第五二五号）
同（第五二六号）
簡易保険の保険金最高制限額引上げの請願（第三五一号）
同（第三八三号）
同（第四〇三号）
同（第四〇四号）
同（第五二九号）
同（第五三〇号）
北海道地方に簡易保険及び郵便年金加入者ホーム設置の請願（第三五二号）
同（第三八二号）
同（第四〇五号）
同（第四〇六号）
同（第五二七号）
同（第五二八号）
郵便年金に対する特別措置に関する請願外一件（第四一〇号）
星鹿郵便局の電報配達業務存続に関する請願（第四一一号）
坂井原簡易郵便局を特定局に昇格の請願（第四一二号）
立岩郵便局の集配事務存続に関する請願（第五三一号）
青笹郵便局の電報配達事務開始等に関する請願（第五三三号）
昭和橋改修に関する請願（第三二号）
国道仙台山形線の舗装工事施行に関する請願（第三三号）
内海橋を開閉式に架替え等に関する請願（第三四号）
北上川柳津こう門より迫川合流点の区間を直轄工事区域に編入等に関する請願（第三五号）
道路の整備促進に関する請願（第四〇号）
道路財源法制定に関する請願（第四一号）
牛首別川の改修工事施行に関する請願（第八九号）
茂岩橋架設に関する請願（第九〇号）
十勝川の改修工事促進に関する請願（第九一号）
尼崎市災害防止対策確立等に関する請願（第九二号）
本庄橋を永久橋に架替えの請願（第一〇八号）
津山市、柵原町間の道路改修工事施行に関する請願（第一〇九号）
同（第一一〇号）
岡山市、三石船坂峠間の道路改修工事施行に関する請願（第一一一号）
三陸沿岸国道の整備促進等に関する請願（第一五〇号）
国道十九号線の改修工事施行に関する請願（第一五一号）
同（第一九九号）
災害復旧のための資金融資に関する請願（第一六五号）
宮崎県の土木災害復旧工事促進に関する請願（第二〇〇号）
台風二十二号による被害家屋特別融資に関する請願（第二〇一号）
被害家屋復旧のための特別わく割当に関する請願（第二〇二号）
清水、直江津間中部日本横断道路改修工事施行に関する請願（第二〇三号）
東頸城郡の治山砂防事業促進に関する請願（第二〇四号）
栗谷沢橋を永久橋に架替えの請願（第二〇五号）
国道十九号線の改修工事施行に関する請願（第二五二号）
災害復旧事業の箇所指定促進に関する請願（第二五三号）
大屋大川流域に砂防せき堤設置等に関する請願（第二五四号）
天応町海岸線に防波壁築設の請願（第二五五号）
県道隠地天応停車場線の改修工事促進に関する請願（第二五六号）
糠平、上川間の道路開さくに関する請願（第二五八号）
国道岡山松江線外二箇路線の道路改修工事施行に関する請願（第二五九号）
東頸城郡の地すべり対策事業促進に関する請願（第三〇二号）
東頸城郡の道路改良工事等促進に関する請願（第三〇三号）
東頸城郡下橋りようを永久橋に架替えの請願（第三〇四号）
米代川の上流部及び引欠川を直轄区域に再編入の請願（第三〇五号）
大淀川の下流地域の改修工事促進等に関する請願（第三〇六号）
県道新井飯山線の改修工事施行に関する請願（第三一七号）
災害復旧事業費の国庫補助に関する請願（第三五三号）
低家賃庶民住宅建設の請願（第三五四号）
街路改修のための財政措置に関する請願（第三五六号）
三陸沿岸国道の整備促進等に関する請願（第三五八号）
吉井川下流の改修工事促進に関する請願（第三八六号）
国道十九号線の改修工事施行に関する請願（第四三一号）
二戸中央線入口ガードの拡張工事施行に関する請願（第四八〇号）
矢場川の改修工事促進に関する請願（第四八三号）
栃木葛生連絡道路の改修工事促進に関する請願（第四八四号）
馬渡大川原停車場線を産業道路に指定等の請願（第四八五号）
直轄河川大淀川改修事業中上流部工事五箇年計画実施に関する請願（第四八六号）
糠平、上川間の道路開さくに関する請願（第五三四号）
糠平、然別湖畔間に自動車道路建設の請願（第五三五号）
ソ連未帰還同胞の帰還促進に関する請願（第五号）
在外未帰還同胞の帰還促進等に関する請願（第一一四号）
同（第一六二号）

在外未帰還同胞の帰還促進等に関する請願（第二二四号）

在外未帰還同胞の帰還促進等に関する請願（第三八七号）

○議長（益谷秀次君）　長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（益谷秀次君）　御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。

日ソ交渉促進に関する請願外三百八十一請願を一括して議題といたします。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○議長（益谷秀次君）　各請願は委員長の報告を省略して採択することとし、同種の議案議決の結果採択とみなすものの整理については議長に一任するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（益谷秀次君）　御異議なしと認めます。よってさように決しました。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○長谷川四郎君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（益谷秀次君）　長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（益谷秀次君）　御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長山本粂吉君。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よって国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十年十二月十五日

参議院議長　河井　彌八

衆議院議長益谷秀次殿

行政管理庁設置法の一部を改正する法律

行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「の業務及び」を「、公庫（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条の公庫をいう。）、日本住宅公団、愛知用水公団及び農地開発機械公団の業務、法令の規定により国が資本金の二分の一以上を出資する義務がある法人で政令で指定するものの業務並びに」に改める。

第七条第二項中「十五人」を「二十人」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（参議院送付案中同院修正に係る条文を掲ぐ。――は修正）

第二条第十二号中「の業務及び」を「、公庫（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条の公庫をいう。）、日本住宅公団、愛知用水公団及び農地開発機械公団の業務、法令の規定により国が資本金の二分の一以上を出資する義務がある法人で政令で指定するものの業務並びに」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔山本粂吉君登壇〕

○山本粂吉君　ただいま議題となりました行政管理庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、法案の内容について申し上げます。第一は、行政運営の適正を期するために行政監察を強化することでありまして、多額の国費を運用し、かつ、きわめて公共性の強い事業を行なっておりますところの国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、日本住宅公団、愛知用水公団及び農地開発機械公団等の業務についても、今後はそれぞれの関係行政機関の監察に関連して調査を行うことができることといたしたことであります。第二は、行政機構の改革に関する施策に資するために、行政管理庁の諮問機関である行政審議会の委員を五人増員して、これを二十人以内とすることに改めたことであります。

本案は、十二月七日当委員会に予備審査となり、十二月九日提案理由の説明を聴取したのでありますが、昨十五日参議院より一部修正の上送付されて本付託となったものであります。本日、その修正点について島村参議院議員より説明を聴取するとともに、政府に対し質疑を行なったのでありますが、その内容は会議録によって御承知願いたいと思います。

かくて、質疑を終了し、討論に入り、森委員から、日本社会党を代表して、政府原案の通り法令の規定により国が資本金の二分の一以上を出資する義務がある法人で、政令で指定するものの業務についても調査を行うべきであるとの反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（益谷秀次君）　採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益谷秀次君）　起立多数。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

地方財政再建促進特別措置法案（第二十二回国会内閣提出、参議院送付）

○長谷川四郎君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、第二十二回国会内閣提出、参議院送付、地方財政再建促進特別措置法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（益谷秀次君）　長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（益谷秀次君）　御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。

地方財政再建促進特別措置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長大矢省三君。

地方財政再建促進特別措置法案（第二十二回国会内閣提出衆議院送付本院継続審査）

本院において継続審査をした右案は本院において可決した。よって国会法第八十三条の四によりここに送付する。

昭和三十年十二月十五日

参議院議長　河井　彌八

衆議院議長益谷秀次殿

地方財政再建促進特別措置法

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、地方公共団体の財政の再建を促進し、もつて地方公共団体の財政の健全性を確保するため、臨時に、地方公共団体の行政及び財政に関して必要な特別措置を定めるものとする。

（財政再建計画の策定）

第二条　昭和二十九年度において、歳入が歳出に不足するため昭和三十年度の歳入を繰り上げてこれに充て、又は実質上歳入が歳出に不足するため昭和二十九年度に支払うべき債務の支払を昭和三十年度に繰り延べ、若しくは昭和二十九年度に執行すべき事業を昭和三十年度に繰り越す措置を行つた地方公共団体（以下「昭和二十九年度の赤字団体」という。）で、この法律によつて財政の再建を行おうとするものは、当該昭和二十九年度の赤字団体の議会の議決を経て、その旨を政令で定める日までに自治庁長官に申し出て、自治庁長官が指定する日（以下「指定日」という。）現在により、財政の再建に関する計画（以下「財政再建計画」という。）を定めなければならない。

2　前項の歳入又は歳出は、当該昭和二十九年度の赤字団体の一般会計及び特別会計のうち次の各号に掲げるもの以外のものに係る歳入又は歳出で、これらの一般会計及び特別会計相互間の重複額を控除した純計によるものとする。

一　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項に規定する地方公営企業及び同法同条第二項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する地方公営企業以外の企業に係る特別会計

二　前号に掲げるもののほか、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業に係る特別会計

三　前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの

3　財政再建計画は、指定日の属する年度及びこれに続くおおむね七年度以内に歳入と歳出との均衡が実質的に回復するように、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第二号ニに掲げる事項については、財政の再建のため特に必要と認められる昭和二十九年度の赤字団体に限る。

一　財政の再建の基本方針

二　次に掲げる財政の再建に必要な具体的措置及びこれに伴う歳入又は歳出の増減額

イ　第十二条の規定による地方債の償還を含めて、毎年度実質上歳入と歳出とが均衡を保つことを目標とする経費の節減計画

ロ　指定日の属する年度以降の年度分の租税その他の収入について、その徴収成績を通常の成績以上に高めるための計画及びその実施の要領

ハ　指定日の属する年度の前年度以前の年度分の租税その他の収入で滞納に係るものの徴収計画及びその実施の要領

ニ　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項各号若しくは第五条第二項各号に掲げる普通税について標準税率（個人に対する道府県民税の所得割にあつては、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とする。）をこえる税率で課し、又は同法第四条第三項若しくは第五条第三項の規定による普通税を課することによる租税の増収計画

三　指定日の属する年度以降第十二条の規定による地方債の償還を完了する年度までの間における各年度ごとの歳入及び歳出に関する総合的計画

四　第十二条の規定による地方債の各年度ごとの償還額

五　前各号に掲げるもののほか、財政の再建に必要な事項

（財政再建計画の承認及び予算の調製）

第三条　前条第一項の規定による財政再建計画は、昭和二十九年度の赤字団体の長が作成し、当該昭和二十九年度の赤字団体の議会の議決を経て、自治庁長官の承認を得なければならない。この場合において、自治庁長官は、その財政再建計画による財政の再建が合理的に達成できるように、当該財政再建計画に必要な条件を付けて、当該財政再建計画を承認することができる。

2　昭和二十九年度の赤字団体の長は、財政再建計画を作成しようとする場合においては、あらかじめ、当該昭和二十九年度の赤字団体に執行機関として置かれる委員会及び委員並びに委員会の管理に属する機関の意見を聞かなければならない。

3　自治庁長官は、第一項の規定により財政再建計画を承認しようとする場合において、当該財政再建計画のうちに、各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が所掌する事業で国が負担金、補助金その他これに類するもの（以下「負担金等」という。）を支出するものに係る部分が含まれているときは、あらかじめ、当該負担金等に係る事業を所掌する各省各庁の長に協議しなければならない。

4　前三項の規定は、財政再建計画について承認を得た昭和二十九年度の赤字団体（以下「財政再建団体」という。）が当該財政再建計画について変更（政令で定める軽微な変更を除く。）を加えようとする場合について準用する。

5　災害その他緊急やむを得ない理由により異常の支出を要することとなつたため、財政再建計画を変更する必要を生じたが、あらかじめその変更について自治庁長官の承認を得るいとまがないときは、財政再建団体は、事後において、遅滞なく、その変更について自治庁長官の承認を得なければならない。第一項後段及び第三項の規定は、この場合について準用する。

6　財政再建団体の長は、財政再建計画に基いて予算を調製しなければならない。

（財政再建計画の公表）

第四条　財政再建団体は、財政再建計画の承認があつた場合においては、その要領を住民に公表しなければならない。財政再建団体が自治庁長官の承認を得て財政再建計画を変更した場合においても、また同様とする。

（財政再建計画の承認の通知）

第五条　自治庁長官は、財政再建計画を承認した場合においては、遅滞なく、当該財政再建計画に含まれている国が負担金等を支出する事務に関する部分を当該負担金等に係る事務を所掌する各省各庁の長に通知しなければならない。

2　自治庁長官は、市町村に係る財政再建計画を承認した場合においては、その旨及び当該財政再建計画の要旨を、遅滞なく、関係都道府県知事に通知しなければならない。

（国、他の地方公共団体及び公共的団体等の協力）

第六条　国、他の地方公共団体及び公共的団体その他これに準ずる団体は、財政再建計画の実施について、当該財政再建団体に協力しなければならない。

（国の直轄事業の実施に関する自治庁長官への通知）

第七条　各省各庁の長は、土木事業その他の政令で定める事業を財政再建団体に負担金を課して国が直轄で行おうとするときは、当該事業の実施に着手する前（年度を分けて実施する場合にあつては、年度ごとの事業の実施に着手する前）に、あらかじめ、当該事業に係る経費の総額及び当該財政再建団体の負担額を自治庁長官に通知しなければならない。当該事業の事業計画の変更により財政再建団体の負担額に著しい変更を生ずる場合においても、また同様とする。

（長と委員会等との関係）

第八条　財政再建団体に執行機関として置かれる委員会及び委員並びに委員会の管理に属する機関は、その所掌事項のうち、財政再建計画の達成に著しい障害を与えると認められる予算の執行その他政令で指定する事項の執行については、あらかじめ、当該財政再建団体の長に協議しなければならない。

（都道府県教育委員会と市町村教育委員会との関係）

第九条　財政再建団体である都道府県においては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「市町村立学校職員」という。）の当該都道府県の区域内にある市町村ごとの定数は、同法第三条の規定にかかわらず、当該都道府県の教育委員会があらかじめ当該市町村の教育委員会と協議して定めるものとする。

2　財政再建団体である都道府県の教育委員会は、市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する給料その他の給与について教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の四第一項又は市町村立学校職員給与負担法第四条第一項の規定により定められている当該都道府県の条例の実施については、当該都道府県の区域内の市町村の教育委員会に対し、当該都道府県の財政の再建のため必要と認められる一般的指示をすることができる。

（事務局等の組織の簡素化）

第十条　財政再建団体は、他の法令の規定にかかわらず、財政再建計画で定めるところにより、それぞれ条例、規則、当該財政再建団体に置かれている委員会若しくは委員の定める規則その他の規程で、議会、長又は当該委員会若しくは委員若しくは委員会の管理に属する機関（以下本条中「委員会等」という。）の事務局、局部その他の事務部局（以下本条中「事務局等」という。）の部課の数を減ずることができる。

2　財政再建団体は、財政再建計画で定めるところにより、当該財政再建団体の長の事務を補助する職員を議会の議長若しくは委員会等の命を受けて議会若しくは委員会等の事務局等の所掌する事務に従事させ、又は当該財政再建団体の長の事務を補助する職員を議会若しくは委員会等の事務に従事する職員と兼ねさせることができる。

（長と議会との関係）

第十一条　昭和二十九年度の赤字団体の議会の議決が第一号若しくは第二号に該当し、又は財政再建団体の議会の議決が第三号若しくは第四号に該当すると認められる場合においては、当該昭和二十九年度の赤字団体又は財政再建団体の長は、それぞれ当該議決があつた日から起算して十日以内に、理由を示してこれを再議に付することができる。

一　第二条第一項の規定による財政の再建の申出に関する議案について否決したとき。

二　第三条第一項の規定による財政再建計画に関する議案を否決したとき。

三　第三条第四項の規定による財政再建計画の変更に関する議案を否決したとき。

四　自治庁長官の承認を得た財政再建計画の達成ができなくなると認められる議決をしたとき。

2　昭和二十九年度の赤字団体の議会が第一号又は第二号に掲げる議案について、財政再建団体の議会が第三号又は第四号に掲げる議案について、それぞれ当該昭和二十九年度の赤字団体又は財政再建団体の長が当該議案を提出した日から起算して三十日以内に議決しない場合又は当該議案を提出した議会の会期中に議決しない場合においては、当該昭和二十九年度の赤字団体又は財政再建団体の長は、当該議案を提出した日から起算して三十日を経過した日又は当該議会の会期が終了した日の翌日から起算して十日以内に、当該議案を再提出することができる。この場合において、議会が閉会中であるときは、当該議案が提出された議会の会期が終了した日の翌日から起算して十日以内に議会を招集しなければならない。

一　第二条第一項の規定による財政の再建の申出に関する議案

二　第三条第一項の規定による財政再建計画に関する議案

三　第三条第四項の規定による財政再建計画の変更に関する議案

四　自治庁長官の承認を得た財政再建計画の達成について欠くことができない事項に関する議案

（財政再建債）

第十二条　財政再建団体は、昭和二十九年度における歳入の不足に充てるため及び第三条第一項の規定による財政再建計画の承認があつた日から財政再建計画による財政の再建が完了する年度の前年度の末日までの間に、財政再建計画に基く職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により退職した職員

（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）又は市町村立学校職員（以下本条中「退職職員」という。）に支給すべき退職手当の財源に充てるため、地方財政法第五条第一項ただし書の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

2　前項の規定による地方債（以下「財政再建債」という。）の額は、次の各号に掲げる金額の範囲内で当該財政再建団体の財政の再建のため必要と認められる額とする。

一　昭和二十九年度において歳入が歳出に不足するため、昭和三十年度の歳入を繰り上げて充用した額に相当する金額

二　実質上歳入が歳出に不足するため、昭和二十九年度に支払うべき債務でその支払を昭和三十年度に繰り延べた額又は昭和二十九年度に執行すべき事務に係る歳出予算の額で昭和三十年度に繰り越した額から当該支払又は事業の財源に充当することができる特定の歳入で昭和二十九年度に収入されなかつた部分に相当する額その他政令で定める額を控除した金額

三　退職職員に支給すべき退職手当の財源に充てるため必要な金額

3　国は、財政再建団体が第一項の規定により起した財政再建債のうち国以外のものが引き受けたものについて、昭和三十年度以降において当該財政再建債の債権者の申出があつたときは、資金運用部資金（資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第六条の資金運用部資金をいう。）又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金（以下本条中「政府資金」という。）の状況に応じ、百五十億円を限度として、なるべくすみやかに、当該財政再建団体が直ちに当該債権者に係る財政再建債の償還に充てることを条件として、政府資金を当該財政再建団体に融通するようにするものとする。

（財政再建債の償還）

第十三条　財政再建債は、前条第二項第一号又は第二号の規定によるものにあつては指定日の属する年度の翌年度以降おおむね七年度以内に、同条同項第三号の規定によるものにあつては当該財政再建債を起した日の属する年度の翌年度以降三年度以内に、それぞれ財政再建計画に基き償還しなければならない。

（財政再建債の許可等）

第十四条　財政再建団体が財政再建債を起し、並びに起債の方法、利息の定率及び償還の方法を変更しようとする場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の規定にかかわらず、自治庁長官の許可を受けなければならない。この場合においては、自治庁長官は、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

（財政再建債の利子補給）

第十五条　国は、毎年度予算の範囲内で、財政再建債で利息の定率が年三分五厘をこえるものにつき、政令で定める基準により、年五分の定率を乗じて得た額を限度として、当該財政再建債の当該年度分の利子支払額のうち、利息の定率を年三分五厘として計算して得た額をこえる部分に相当する金額を当該財政再建団体に補給することができる。

（財政再建債消化促進審議会）

第十六条　財政再建債の消化の促進を図るため、自治庁に、財政再建債消化促進審議会を置く。

2　財政再建債消化促進審議会は、自治庁長官の諮問に応じ、財政再建債の消化の促進について審議し、自治庁長官及び関係行政機関の長に対し意見を申し述べるものとする。

3　財政再建債消化促進審議会は、委員十人をもつて組織する。

4　委員は、次の各号に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する。

一　自治庁次長

二　大蔵事務次官

三　郵政事務次官

四　都道府県知事を代表する者一人

五　市長を代表する者一人

六　町村長を代表する者一人

七　日本銀行総裁

八　金融界を代表する者二人

九　学識経験を有する者一人

5　委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6　委員は、非常勤とする。

7　前五項に定めるもののほか、財政再建債消化促進審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（国の負担金等を伴う事業に対する特例）

第十七条　財政再建団体のうち次の各号の一に該当するものが行う国の負担金等を伴う国の利害に重要な関係がある事業及び国が当該財政再建団体に負担金を課して直轄で行う事業で政令で定めるものについては、当分の間、政令で定めるところにより、当該事業に要する経費の負担割合について、特別の定をすることができる。

一　財政再建計画に基く財政の再建が完了するまでに五年度以上を要する財政再建団体

二　前号に掲げるもののほか、第二条第二項に規定する一般会計又は特別会計に係る当該年度の前年度末現在における地方債の現在高が地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十一条の規定により算定した当該年度の前年度の基準財政需要額に政令で定める率を乗じて得た額をこえる財政再建団体

（助言その他の必要な援助の請求）

第十八条　昭和二十九年度の赤字団体又は財政再建団体は、財政再建計画を策定し、又はこれを実施するため必要があるときは、自治庁長官その他関係行政機関の長に対し、助言その他必要な援助を求めることができる。

（報告及び公表）

第十九条　財政再建団体は、毎年九月三十日までに、前年度における決算との関係を明らかにした財政再建計画の実施状況を自治庁長官に報告するとともに、その要旨を住民に公表しなければならない。

2　財政再建団体は、総理府令で定めるところにより、毎年度、資金計画を自治庁長官に報告しなければならない。

（監査）

第二十条　自治庁長官は、必要に応じ、財政再建団体について財政再建計画の実施の状況を監査するものとする。

（財政運営の改善のための措置等）

第二十一条　自治庁長官は、財政再建団体の財政の運営がその財政再建計画に適合しないと認める場合においては、財政の運営を財政再建計画に適合させるため、当該財政再建団体に対し、予算のうちその過大であるため財政再建計画に適合しないと認められる部分の執行を停止することその他当該財政再建団体の財政の運営について必要な措置を講ずることを求めることができる。

2　自治庁長官は、地方行政又は地方財政に係る制度の改正等の特別の理由により、財政再建団体の財政再建計画を変更する必要があると認める場合においては、当該財政再建団体に対し、当該財政再建計画の変更を求めることができる。

3　財政再建団体が前二項の規定による求めに応じなかつた場合においては、自治庁長官は、第十五条の規定による財政再建債の利子の補給を停止することができる。

（財政再建債を起さないで行う財政の再建）

第二十二条　昭和二十九年度の赤字団体が第十二条の規定による財政再建債を起さないで財政の再建を行うこととした場合においては、第十二条から第十五条まで、第十七条及び前二条の規定は、当該昭和二十九年度の赤字団体については、適用しない。

2　昭和三十年度以降の年度において、歳入が歳出に不足するため翌年度の歳入を繰り上げてこれに充て、又は実質上歳入が歳出に不足するため当該年度に支払うべき債務の支払を翌年度に繰り延べ、若しくは当該年度に執行すべき事業を翌年度に繰り越す措置を行つた地方公共団体ですでに財政再建団体となつているもの以外のもの（以下「歳入欠陥を生じた団体」という。）は、当分の間、第二条第一項の規定により財政の再建を行うことを申し出ることができる。第二条第二項及び第三項、第三条から第十一条まで並びに第十八条及び第十九条の規定は、第二条第一項の規定により財政の再建を行うことを申し出た歳入欠陥を生じた団体が行う財政の再建について準用する。

（歳入欠陥を生じた団体の地方債の制限等）

第二十三条　地方財政又は地方行政に係る制度の改正等により、地方財政の基礎が確立した年度以降の年度で政令で定める年度以降においては、歳入欠陥を生じた団体で政令で定めるものは、地方財政法第五条第一項ただし書の規定にかかわらず、前条第二項の規定によつて財政の再建を行う場合でなければ、地方債をもつて同法同条同項第二号、第三号又は第五号に掲げる経費の財源とすることができない。ただし、政令で定める事業に要する経費の財源とする場合においては、この限りでない。

2　昭和二十九年度の赤字団体又は歳入欠陥を生じた団体は、当分の間、他の地方公共団体又は公共的団体その他政令で定める者に対し、寄附金、負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。）を支出しようとする場合においては、政令で定めるところより、あらかじめ自治庁長官の承認を得なければならない。

（退職手当の財源に充てるための地方債等）

第二十四条　地方公共団体は、当分の間、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員を退職させる場合（市町村立学校職員については、その定数に関する都道府県の条例の改正又は予算の減少により都道府県の教育委員会が都道府県知事と協議して定めた市町村立学校職員の整理の計画に基いて退職させる場合）においては、その退職する職員又は市町村立学校職員に支給する退職手当の財源に充てるため、地方財政法第五条第一項ただし書の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

2　地方公共団体は、当分の間、国（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基き設置される機関で地方に置かれるもの及び同法第九条に規定する地方支分部局並びに裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基かない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国に移管しようとする場合における国と当該地方公共団体との協議に基いて支出する寄附金等で、あらかじめ自治庁長官の承認を得たものについては、この限りでない。

（自治庁長官の権限の委任）

第二十五条　自治庁長官は、政令で定めるところにより、この法律に定める自治庁長官の権限のうち市町村に係るものの一部を都道府県知事に委任することができる。

（政令への委任）

第二十六条　この法律に定めるもののほか、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合におけるこの法律の規定の適用その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五項中地方財政法第五条第三項の改正規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2　第二十四条第二項本文の規定は、この法律（前項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日前においてなされた国と地方公共団体との契約に基いて、当該地方公共団体が寄附金等を支出する場合については、適用しない。

3　昭和三十年度に限り、第二条第三項第二号ニ中「個人に対する道府県民税の所得割にあつては、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とする。」とあるのは、「個人に対する道府県民税の所得割にあつては、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とし、個人に対する市町村民税の所得割にあつては、地方財政法第五条第三項の規定によつて算定した率とする。」と読み替えるものとする。

4　自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第　号）の規定により地方公共団体の財政再建計画及びその変更を承認し、並びに同法の規定により財政再建団体について、その財政の運営を監査し、及び財政運営の改善のための措置等をすること。

第九条中第十八号を第十九号とし、同条第十七号の次に次の一号を加える。

十八　地方財政再建促進特別措置法の規定により地方公共団体の財政再建計画及びその変更を承認し、並びに同法の規定により財政再建団体について、その財政を監査し、及び財政運営の改善のための措置等をすること。

第十七条中第十五号を第十六号とし、同法第十四号の次に次の一号を加える。

十五　地方財政再建促進特別措置法の規定による地方公共団体の財政再建計画及びその変更の承認並びに同法第二十一条の規定による財政再建団体に対する措置等に関すること。

第二十四条の二を第二十四条の三とし、第二十四条の次に次の一条を加える。

（財政再建債消化促進審議会）

第二十四条の二　自治庁に、財政再建債消化促進審議会を置く。

2　財政再建債消化促進審議会の権限、組織、委員の任命その他の事項については、地方財政再建促進特別措置法第十六条の定めるところによる。

5　地方財政法の一部を次のように改正する。

第五条第三項を次のように改める。

3　第一項第五号の場合における普通税の標準税率は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十三条第二項の規定により課税総所得金額を課税標準とし、又は同法同条第三項の規定により課税総所得金額から所得税額を控除した額を課税標準として市町村民税の所得割を課する場合にあつては、当該市町村の市町村民税の所得割の総額が同法同条第一項の規定により所得税額を課税標準として同項に規定する標準税率で課した場合における市町村民税の所得割の総額と同額となる税率とする。

第十二条第二項中「国家地方警察」を「警察庁」に改める。

6　地方財政法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第七号及び」を削る。

7　地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

本則第二項を次のように改める。

2　政府は、昭和二十七年度以前に国が直轄で行つた事業についての負担金で、昭和三十一年三月三十一日現在においてまだ納付されていないものについては、政令で定めるところにより、昭和三十一年度において当該地方公共団体の発行する地方債の証券（港務局の発行する債券を含む。）をもつて納付させることができる。

8　昭和二十七年度以前に国が直轄で行つた事業についての負担金につき、改正前の地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律本則第二項の規定に基いて定められた昭和二十九年度の納付分に係る延滞利子については、なお従前の例による。

［報告書は会議録追録に掲載］

［大矢省三君登壇］

○大矢省三君　ただいま議題となりました地方財政再建促進特別措置法案について、委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、さきに前国会において政府より提出せられ、衆議院において修正を加え、参議院に送付し、参議院において継続審査となり、今回同院において前国会における衆議院の修正通り可決、本院に送付せられたものであります。

従って、本案の目的及び内容の詳細はここに省略いたしますが、要するに、昭和二十九年度において赤字を生じている地方公共団体の財政の再建を促進するため、臨時に財政再建計画の策定及びその実行を条件として財政再建債の発行を認める等の特別措置を設けるとともに、地方財政の健全性を確保するため、当分の間寄付金等の支出について制限を設ける等の措置を講ずることが本案の内容であります。また、本法の実施に備えて、政府の予定する地方財政再建債の発行許可額は二百億円、これに対して年利率三分五厘を越える部分につき五分を限度として国が利子補給をなし、その予定額は大よそ一億五千万円となっております。

本案は、昨十五日参議院より送付、同日本委員会に付託されました。本委員会は、本日、提案理由の説明を省略し、質疑を行いたる後、討論を省略して直ちに採決に入り、賛成多数をもって参議院の送付案通り可決すべきものと決しました。

右、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（益谷秀次君）　採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（益谷秀次君）　起立多数。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

内閣委員会外十一常任委員会並びに海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会、公職選挙法改正に関する調査特別委員会、農林水産委員会及び科学技術振興対策特別委員会における閉会中審査の件

（議長発議）

○議長（益谷秀次君）　お諮りいたします。内閣委員会外十一常任委員会並びに海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会、公職選挙法改正に関する調査特別委員会及び科学技術振興対策特別委員会から、ただいま朗読いたします各案件につき閉会中審査いたしたいとの申し出があります。参事をして案件を朗読いたさせます。

［参事朗読］

内閣委員会
一、行政機構並びにその運営に関する件
二、恩給及び法制一般に関する件
三、自衛隊に関する件
四、公務員の給与に関する件
五、調達庁に関する件
法務委員会
一、裁判所の司法行政に関する事項
二、法務行政及び検察行政に関する事項
三、国内治安及び人権擁護に関する事項
四、上訴制度（最高裁判所機構改革を含む）及び違憲訴訟手続に関する事項
五、外国人の出入国に関する事項
六、交通輸送犯罪に関する事項
七、売春問題に関する事項
八、戦犯服役者に関する事項
外務委員会
一、国際情勢に関する事項
二、国交回復に関する事項
三、国際経済に関する事項
四、賠償に関する事項
大蔵委員会
一、昭和三十年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案（横路節雄君外十二名提出、衆法第三号）
農林水産委員会
一、農産物価格安定法の一部を改正する法律案（芳賀貢君外十三名提出、衆法第四号）
商工委員会
一、電源開発に関する件
運輸委員会
一、陸運特に国鉄の経営合理化に関する件
二、船舶港湾に関する件
三、観光に関する件
四、空運事業に関する件
通信委員会
一、郵政事業に関する件
二、郵政監察に関する件
三、電気通信に関する件
四、電波監理及び放送に関する件
建設委員会
一、河川及び道路に関する件
予算委員会
一、予算の実施状況に関する件
決算委員会
一、昭和二十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十八年度特別会計歳入歳出決算及び昭和二十八年度政府関係機関決算報告書
二、歳入歳出の実況に関する事項
三、国有財産に関する事項
四、政府関係機関の収支に関する事項
議院運営委員会
一、議長よりの諮問事項
二、その他議院運営委員会の所管に属する事項
海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会
一、海外同胞引揚及び遺家族援護に関する件
公職選挙法改正に関する調査特別委員会
一、公職選挙法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第一号）
科学技術振興対策特別委員会
一、科学技術振興対策に関する件

○議長（益谷秀次君）　各委員会においてただいまの案件につき閉会中審査するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（益谷秀次君）　御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。（拍手）

○議長（益谷秀次君）　諸君、第二十三回国会は本日をもって終了いたします。

本国会は、先般わが国政界の分野に画期的な政治力の結集を見たあとを受けて、全国民の特別の注視のもとに召集された、きわめて有意義な国会でありまして、しかも、地方財政再建促進に関する案件、原子力の平和利用に関する案件等を審議し、もって民生当面の急務に応じ、国家将来の発展に寄与せんとする重大なる使命を有するものでありました。

本国会の会期は二十五日間でありましたが、召集日に内閣総理大臣の指名を行い、新内閣成立し、その諸般の準備もありましたため、実質的審議ははなはだ短期間となりました。しかして、この間、諸君におかれましては、日夜精励して慎重審議を尽し、諸案件を議了し、よく所期の目的を達して、国民の期待にそむかざる国会の運営をなし得ましたことは、まことに御同慶にたえないところであります。（拍手）

ここに、諸君の連日の御努力に対し、深く感謝の意を表する次第であります。

なお、次の常会は来たる二十日をもって召集されております。諸君の御自愛と御奮闘を祈ってやみません。（拍手）

これにて散会いたします。

午後五時四十七分散会

出席国務大臣
内閣総理大臣　鳩山一郎君
外務大臣　重光葵君
出席政府委員
行政管理政務次官　宇都宮徳馬君
自治政務次官　早川崇君
自治庁財政部長　後藤博君
外務大臣官房長　島津久大君

請願日程

（外務委員会）

一　日ソ交渉促進に関する請願（中村三之丞君紹介）（第二七八号）
二　千島歯舞諸島返還等に関する請願（町村金五君紹介）（第三三三号）
三　鳥島附近の米軍爆撃演習中止に関する請願（上林山榮吉君紹介）（第六号）
四　同（床次徳二君紹介）（第三三四号）
五　同（赤路友蔵君紹介）（第三八八号）
六　韓国抑留漁船乗組員の帰還促進に関する請願（田中龍夫君紹介）（第四一九号）

（大蔵委員会）

一　三級清酒設定反対に関する請願外四件（岸信介君紹介）（第七号）

二　同（松山義雄君紹介）（第八号）
三　同（三田村武夫君紹介）（第九号）
四　同（小西寅松君紹介）（第五〇号）
五　同外五件（柳田秀一君紹介）（第五一号）
六　同（稲葉兼次郎君紹介）（第五二号）
七　同（平岡忠次郎君紹介）（第五三号）
八　同（滝井義高君紹介）（第五四号）
九　同（川島金次君紹介）（第五五号）
一〇　同（荒船清十郎君紹介）（第九六号）
一一　在外資産の処理促進に関する請願（内海安吉君外一名紹介）（第一〇号）
一二　葉たばこ耕作振興に関する請願（上林山榮吉君紹介）（第一八号）
一三　津山市に国民金融公庫支所設置の請願（小枝一雄君紹介）（第九七号）
一四　資金運用部資金の地元還元に関する請願（鈴木周次郎君紹介）（第一〇二号）
一五　三級清酒設定反対に関する請願（亘四郎君紹介）（第一二五号）
一六　同（田中武夫君紹介）（第一二六号）
一七　かん害被害農家に対する所得税減免に関する請願（原茂君紹介）（第一三七号）
一八　同（下平正一君紹介）（第一七六号）
一九　農民に対する課税の適正化に関する請願（加藤精三君外二名紹介）（第一六三号）
二〇　災害被害者の国税減免に関する請願（瀬戸山三男君外五名紹介）（第一六四号）
二一　三級清酒設定反対に関する請願（野田卯一君紹介）（第二二五号）
二二　同（井手以誠君紹介）（第二二六号）
二三　三級清酒設定反対に関する請願（平野三郎君紹介）（第二二六六号）
二四　同（井堀繁雄君紹介）（第二七九号）
二五　かん害被害農家に対する所得税減免に関する請願（松平忠久君紹介）（第二三四号）
二六　証券取引法の一部改正に関する請願（小山長規君紹介）（第二四四号）
二七　在外資産の処理促進に関する請願（村松久義君外一名紹介）（第二八〇号）
二八　互助組合掛金の非課税に関する請願（五島虎雄君紹介）（第二八一号）
二九　同（川村継義君紹介）（第二八二号）
三〇　同（加賀田進君紹介）（第三一一号）
三一　三級清酒設定反対に関する請願（纐纈彌三君紹介）（第三三五号）
三二　同外四件（井出一太郎君紹介）（第三三六号）
三三　政府資金の金利引下げに関する請願（町村金五君紹介）（第三三七号）
三四　三級清酒設定反対に関する請願外四件（井出一太郎君紹介）（第三六六号）
三五　かん害被害農家に対する所得税減免に関する請願（井出一太郎君紹介）（第三九四号）
三六　三級清酒設定反対に関する請願（福永健司君紹介）（第四九六号）
三七　果物エッセンスに対する物品税撤廃に関する請願（上林與市郎君紹介）（第四九七号）

（社会労働委員会）

一　駐留軍撤退に伴う労務者対策確立に関する請願（愛知揆一君外一名紹介）（第一三号）
二　美容師法制定に関する請願（森島守人君紹介）（第五七号）
三　健康保険等における保険給付費の二割国庫負担に関する請願（片島港君紹介）（第七九号）
四　日雇労働者の越年対策確立に関する請願（島上善五郎君紹介）（第八一号）
五　日本住血吸虫病の撲滅対策確立に関する請願（眞崎勝次君紹介）（第一三〇号）
六　釧路市に国立釧路労災病院設置の請願（伊藤郷一君紹介）（第一三一号）
七　日雇労働者の越年対策確立に関する請願（島上善五郎君紹介）（第一三三号）
八　長野県の水道施設費国庫補助等に関する請願（原茂君紹介）（第一三六号）
九　長野県の水道施設費国庫補助等に関する請願（下平正一君紹介）（第一六七号）
一〇　駐留軍労働者の失業対策確立に関する請願（吉川兼光君紹介）（第一七二号）
一一　失業対策事業のわく拡大に関する請願（伊東岩男君外五名紹介）（第一七三号）
一二　衛生検査技師の身分確立に関する請願（八田貞義君紹介）（第一七四号）
一三　長野県の水道施設費国庫補助等に関する請願（松平忠久君紹介）（第二三一号）
一四　クリーニング業法の一部改正に関する請願（松田竹千代君紹介）（第二一八号）
一五　美容師法制定に関する請願（片山哲君紹介）（第二二一号）
一六　失業対策確立に関する請願（町村金五君紹介）（第二三九号）
一七　三陸海岸一帯を国立公園に指定の請願（愛知揆一君紹介）（第三五七号）
一八　同（村松久義君紹介）（第三九三号）
一九　元満州開拓民及び満州開拓青少年義勇隊員の処遇改善に関する請願（受田新吉君紹介）（第三七〇号）

二〇　日本住血吸虫病の撲滅対策確立に関する請願（井手以誠君紹介）（第三七二号）

二一　霧島国立公園の施設整備に関する請願（有馬輝武君紹介）（第四二二号）

二二　療術既得権存続に関する請願（林譲治君紹介）（第四二三号）

二三　同（福田昌子君紹介）（第四二四号）

二四　同（淺香忠雄君紹介）（第四二五号）

二五　同（受田新吉君紹介）（第五〇四号）

二六　駐留軍労働者の失業対策確立に関する請願（加賀田進君外一名紹介）（第五〇二号）

（運輸委員会）

一　常磐線の電化促進に関する請願（赤城宗徳君外三名紹介）（第二三三号）

二　青森港を特定重要港湾に指定の請願（三浦一雄君外五名紹介）（第二四号）

三　野岩羽線鉄道の全通促進に関する請願（八田貞義君紹介）（第二五号）

四　奄美航路運賃値下げに関する請願（上林山榮吉君紹介）（第二七号）

五　東北ドック再建に関する請願（内海安吉君外一名紹介）（第二八号）

六　国鉄仙山線中北仙台駅、陸前落合駅間に駅設置の請願（内海安吉君外一名紹介）（第二九号）

七　新得本通り地内の鉄道用地開放に関する請願（本名武君紹介）（第八五号）

八　根室本線新得駅舎改築に関する請願（本名武君紹介）（第八六号）

九　全国避難港の整備促進に関する請願（椎名隆君外一名紹介）（第八七号）

一〇　国鉄姫新線に汽動車運転の請願（小枝一雄君紹介）（第一〇七号）

一一　甲府、長野間の電化促進に関する請願（原茂君紹介）（第一四四号）

一二　同（下平正一君紹介）（第一九四号）

一三　東北本線北福岡駅、金田一駅間に斗米駅設置の請願（山本猛夫君紹介）（第一四五号）

一四　羽幌町に灯台設置の請願（松浦周太郎君紹介）（第一四六号）

一五　天売港の修築工事促進に関する請願（松浦周太郎君紹介）（第一四七号）

一六　羽幌港の修築工事促進に関する請願（松浦周太郎君紹介）（第一四八号）

一七　杞柳並びに杞柳製品の鉄道等級運賃引下げに関する請願（有田喜一君紹介）（第一九五号）

一八　国鉄赤穂線の電化促進に関する請願（亀山孝一君紹介）（第一九六号）

一九　国鉄飯山線の運転改善に関する請願（塚田十一郎君紹介）（第一九七号）

二〇　細島港に海上警備救難署設置の請願（伊東岩男君外五名紹介）（第一九八号）

二一　甲府、長野間の電化促進に関する請願（松平忠久君紹介）（第二四五号）

二二　上川、十勝三股間の鉄道敷設促進に関する請願（本名武君紹介）（第二四六号）

二三　上士幌、足寄間の鉄道敷設に関する請願（本名武君紹介）（第二四七号）

二四　山陰本線京都、福知山間の電化促進等に関する請願（小川半次君紹介）（第二四八号）

二五　三重町、日向長井間の鉄道敷設促進に関する請願外一件（村上勇君紹介）（第二四九号）

二六　米子、上石見駅間にディゼルカー運転等の請願（足鹿覺君紹介）（第二五〇号）

二七　浜坂漁港に灯台設置の請願（有田喜一君紹介）（第二五一号）

二八　常磐線の電化促進に関する請願（塚原俊郎君紹介）（第二七〇号）

二九　同（北澤直吉君外一名紹介）（第三二五号）

三〇　国鉄仙山線中北仙台駅、陸前落合駅間に駅設置の請願（村松久義君外一名紹介）（第二九五号）

三一　直江津、越後湯沢間の鉄道敷設促進に関する請願（倉石忠雄君紹介）（第二九六号）

三二　福岡県の港湾整備促進に関する請願（淵上房太郎君外二名紹介）（第三二六号）

三三　港湾整備予算増額等に関する請願（南好雄君紹介）（第三四四号）

三四　宮城県の港湾整備促進に関する請願（愛知揆一君紹介）（第三四五号）

三五　高知県の港湾整備促進に関する請願（宇田耕一君紹介）（第三四六号）

三六　三陸沿岸縦貫鉄道の未成線開通促進に関する請願（愛知揆一君紹介）（第三四七号）

三七　白糠、十勝国足寄両駅間の鉄道敷設に関する請願（正木清君紹介）（第三四八号）

三八　国分、古江両駅間の鉄道敷設に関する請願（二階堂進君紹介）（第三七八号）

三九　新潟県の港湾整備促進に関する請願（塚田十一郎君外一名紹介）（第三七九号）

四〇　富山県の港湾整備促進に関する請願（内藤友明君外二名紹介）（第三八〇号）

四一　宇佐町、高知市間に土佐電気鉄道バス乗入れの請願（森本靖君紹介）（第三八一号）

四二　甲府、長野間の電化促進に関する請願（井出一太郎君紹介）（第四〇〇号）

四三　青笹駅を貨客取扱駅に昇格の請願（山本猛夫君紹介）（第四五八号）
四四　二戸線敷設に関する請願（山本猛夫君紹介）（第四五九号）
四五　岩泉駅、有芸間に国営自動車運転開始の請願（山本猛夫君紹介）（第四六〇号）
四六　国鉄小本線の開通工事継続等に関する請願（山本猛夫君紹介）（第四六一号）
四七　鈴川駅名変更に関する請願（畠山鶴吉君紹介）（第四六二号）
四八　北海道の港湾整備促進に関する請願（椎熊三郎君外二名紹介）（第四六三号）
四九　岡山県の港湾整備費増額に関する請願（逢澤寛君紹介）（第四六四号）
五〇　香川県の港湾整備費増額に関する請願（加藤常太郎君紹介）（第四六五号）
五一　愛知県の港湾整備費増額に関する請願（八木一郎君外五名紹介）（第四六六号）
五二　愛媛県の港湾整備費増額に関する請願（關谷勝利君外二名紹介）（第四六七号）
五三　広島県の港湾整備費増額に関する請願（灘尾弘吉君紹介）（第四六八号）
五四　静岡県の港湾整備費増額に関する請願（西村直己君紹介）（第四六九号）
五五　神戸港の修築工事促進に関する請願（首藤新八君紹介）（第四七〇号）
五六　坂出港の修築工事促進に関する請願（加藤常太郎君紹介）（第四七一号）
五七　牟礼港の修築工事促進に関する請願（藤本捨助君紹介）（第四七二号）
五八　観音寺港の拡張工事促進に関する請願（大平正芳君紹介）（第四七三号）
五九　松山港の修築工事促進に関する請願（關谷勝利君外二名紹介）（第四七四号）
六〇　宮古港の修築工事促進に関する請願（山本猛夫君紹介）（第四七五号）
六一　高松港の整備費増額に関する請願（藤本捨助君紹介）（第四七六号）
六二　三角、姫戸両港の拡張工事促進に関する請願（松野頼三君外一名紹介）（第四七七号）
六三　熊本県の港湾修築工事促進に関する請願（松野頼三君外一名紹介）（第四七八号）
六四　福岡、田子間の国鉄定期バス路線を十和田まで延長の請願（山本猛夫君紹介）（第四七九号）
六五　上士幌、足寄間の鉄道敷設に関する請願（森三樹二君紹介）（第五一〇号）
六六　上川、十勝三股間の鉄道敷設促進に関する請願（森三樹二君紹介）（第五一一号）
六七　作木附近に駅設置の請願（永山忠則君紹介）（第五一二号）
六八　高知県の港湾整備促進に関する請願（林譲治君紹介）（第五一三号）
六九　同（佐竹晴記君紹介）（第五一四号）
七〇　宮崎県の港湾整備費増額に関する請願（相川勝六君外一名紹介）（第五一五号）
七一　秋田県の港湾整備費増額に関する請願（須磨彌吉郎君外五各紹介）（第五一六号）
七二　和歌山県の港湾整備費増額に関する請願（山口喜久一郎君紹介）（第五一七号）
七三　茨城県の港湾整備促進に関する請願（塚原俊郎君紹介）（第五一八号）
七四　青森県の港湾整備費増額に関する請願（三浦一雄君外一名紹介）（第五一九号）
七五　酒田港の修築工事促進に関する請願（池田正之輔君紹介）（第五二〇号）
七六　舞鶴港の修築工事促進に関する請願（前尾繁三郎君紹介）（第五二一号）
七七　宮津港の修築工事促進に関する請願（前尾繁三郎君紹介）（第五二二号）

朗読を省略した報告

一、昨十五日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
鉱業法の一部を改正する法律

一、昨十五日本院は中央選挙管理会委員及び同予備委員を次の通り指名議決した旨参議院に通知した。
中央選挙管理会委員
山浦　貫一君　金子　武麿君
山崎　広君　芹沢　彪衛君
松村真一郎君
同予備委員
中御門経民君　小島　憲君
藤牧　新平君　岡崎　三郎君
宿谷　栄一君
よって国会は右の通り指名議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、昨十五日本院は衆議院議員大橋忠一君、同楠美省吾君、同田原春次君及び参議院議員石黒忠篤君が海外移住審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、昨十五日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員苫米地義三君及び同予備員大谷貫雄君、最上英子君の辞任を許可し、その補欠として次の通り選挙し、予備員の職務を行う順序を頭書のように決定した旨の通知書を受領した。
裁判官弾劾裁判所裁判員　有馬　英二君
同予備員
第一順位　小幡　治和君
第二順位　平林　太一君

一、昨十五日河井参議院議長から益谷議長宛、参議院は中央選挙管理会委員及び同予備委員を次の通り指名議決した旨の通知書を受領した。

中央選挙管理会委員
山浦　貫一君　金子　武麿君
山崎　広君　芹沢　彪衛君
松村真一郎君
同予備委員
中御門経民君　小島　憲君
藤牧　新平君　岡崎　三郎君
宿谷　栄一君

一、昨十五日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
万国著作権条約の批准について承認を求めるの件
万国著作権条約の条件附の批准、受諾又は加入に関する同条約の第三附属議定書の批准について承認を求めるの件
無国籍者及び亡命者の著作物に対する万国著作権条約の適用に関する同条約の第一附属議定書の批准について承認を求めるの件
ある種の国際機関の著作物に対する万国著作権条約の適用に関する同条約の第二附属議定書の批准について承認を求めるの件

一、昨十五日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律
昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法

一、昨十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員
淺沼稲次郎君　神田　大作君
法務委員　坂本　泰良君
社会労働委員　五島　虎雄君
農林水産委員　松田　鐵藏君
運輸委員　加藤常太郎君
議院運営委員　鹿野　彦吉君

一、昨十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員
五島　虎雄君　坂本　泰良君
法務委員　神田　大作君
社会労働委員　淺沼稲次郎君
農林水産委員　加藤常太郎君
運輸委員　松田　鐵藏君
議院運営委員　平野　三郎君

一、今十六日通信委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事　井手　以誠君（理事井手以誠君去る九日委員辞任につきその補欠）

一、今十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員
大村　清一君　小金　義照君
薄田　美朝君　田中伊三次君
田中　正巳君　徳田與吉郎君
二階堂　進君　平野　三郎君
地方行政委員
徳田與吉郎君　坂本　泰良君
田中伊三次君
法務委員　八百板　正君
社会労働委員
田中　正巳君　山口シヅエ君
大村　清一君
通信委員　八木　一男君
建設委員
二階堂　進君　薄田　美朝君
予算委員
平野　三郎君　小金　義照君
議院運営委員
内田　常雄君　平野　三郎君
岡田　春夫君　小山　長規君

一、今十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員
田中　正巳君　平野　三郎君
二階堂　進君　徳田與吉郎君
大村　清一君　田中伊三次君
薄田　美朝君　小金　義照君
地方行政委員
田中伊三次君　八百板　正君
徳田與吉郎君
法務委員　坂本　泰良君
社会労働委員
大村　清一君　八木　一男君
田中　正巳君
通信委員　山口シヅエ君
建設委員
薄田　美朝君　二階堂　進君
予算委員
小金　義照君　平野　三郎君
議院運営委員
小山　長規君　鹿野　彦吉君
小山　亮君　内田　常雄君

一、昨十五日海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事　木村　文男君（理事田中龍夫君昨十五日理事辞任につきその補欠）

一、昨十五日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員
河野　正君

一、昨十五日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員
田中　武夫君

一、今十六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員
受田　新吉君　楯　兼次郎君

一、今十六日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。
海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員
森島　守人君　穂積　七郎君

一、去る十四日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
民主政治擁護に関する決議案
淺沼稲次郎君外一名

一、昨十五日議員から提出した議案は次の通りである。
重光外務大臣不信任決議案（鈴木茂三郎君外二名提出）

一、昨十五日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
重光外務大臣不信任決議案
鈴木茂三郎君外二名

一、昨十五日参議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

一、昨十五日参議院から受領した同院継続審査案は次の通りである。

地方財政再建促進特別措置法案

一、昨十五日委員会に付託された議案は次の通りである。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第三号）（参議院送付）　内閣委員会　付託

地方財政再建促進特別措置法案（第二十二回国会閣法第一一五号、参議院継続審査）　地方行政委員会　付託

一、昨十五日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

一、昨十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案

一、昨十五日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

鉱業法の一部を改正する法律案

一、昨十五日参議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。

万国著作権条約の批准について承認を求めるの件

万国著作権条約の条件附の批准、受諾又は加入に関する同条約の第三附属議定書の批准について承認を求めるの件

無国籍者及び亡命者の著作物に対する万国著作権条約の適用に関する同条約の第一附属議定書の批准について承認を求めるの件

ある種の国際機関の著作物に対する万国著作権条約の適用に関する同条約の第二附属議定書の批准について承認を求めるの件

一、昨十五日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律案

一、昨十五日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案

衆議院会議録第四号中正誤

頁	段	行	誤	正
三七	五	六	しなのか。	しないのか。

衆議院会議録第七号中正誤

頁	段	行	誤	正
六三	四	九	御意議	御異議
六四	一	末三	状況はは	状況は
〃	五	〃七	延べる	延べを
六六	三〃	一六	編成が之	編成がえ
七四	四	二	著作物にに	著作物に

衆議院会議録第八号中正誤

八九頁上段の表中

「一　消防費　人口　一人につき　一六五、五三」は

「一　警察消防費　警察職員数　一人につき　九一、七五〇、〇〇
1　警察費　人口　一人につき　一六五、五三」の

誤

衆議院会議録第九号中正誤

頁	段	行	誤	正
九五	五	二	これを	これが
九六	三末二		韓国側	韓国側に
九九	二	一三	りょうりょ	りょうりょう
一〇三	四	四	勢心	熱心

昭和三十年十二月十六日　衆議院会議録第十一号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段(二三)一一三六官報係